養 老 町第 回定例会会議 録

招集されたので会議を開いた。 平成二十六年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に

0

)) 言 〕 ·
その次第	次第は次のとおりである。	<i>あ</i> る。			正する条例について
ı			日程第 十 三	議案第 十三 号	養老町手数料条例の一
)議事日程	(平成二十六年三月六日第一	一月六日第一日)			する条例について
日程第一		会議録署名議員の指名	日程第 十 四	議案第 十四 号	養老町法定外公共物符
日程第 二		会期の決定			一部を改正する条例に
日程第 三		諸般の報告	日程第 十 五	議案第 十五 号	養老町社会教育委員条
日程第 四		平成二十六年度町長施政方針の説明			を改正する条例につい
日程第 五	議案第 五 号	地域自治町民会議と養老町との協働	日程第 十 六	議案第 十六 号	養老町消防団員等公務
		に関する条例の制定について			条例の一部を改正する
日程第 六	議案第 六 号	養老町条例の左横書きに関する特別			いて
		措置条例の制定について	日程第 十 七	議案第 十七 号	養老町非常勤消防団員
日程第 七	議案第 七 号	養老町定年前に退職する意思を有す			職報償金の支給に関す
		る職員の募集等に関する条例の制定			一部を改正する条例に
		について	日程第 十 八	議案第 十八 号	土地の処分について
日程第 八	議案第 八 号	養老町住宅新築資金等貸付償還金の			老防災拠点整備事業)
		債権の放棄に関する条例の制定につ	日程第 十 九	議案第 十九 号	平成二十五年度養老町
		いて			業会計資本剰余金の処
日程第 九	議案第 九 号	養老町消防長及び消防署長の資格を			て
		定める条例の制定について	日程第 二 十	議案第 二十 号	平成二十五年度養老町
日程第 十	議案第 十 号	養老町職員の高齢者部分休業に関す			補正予算
		る条例の一部を改正する条例につい	日程第二十一	議案第二十一号	平成二十五年度養老町
		7			保険特別会計補正予算
日程第十一	議案第十一号	養老町職員の修学部分休業に関する	日程第二十二	議案第二十二号	平成二十五年度養老町

条例の一部を改正する条例につ

議案第 十二 号 いて 務条件に関する条例の一部を改 養老町教育長の給与その他の勤

日程第

+ =

て 例の一部を改正

条例について 共物管理条例の

について 委員条例の一部

等公務災害補償 正する条例につ

に関する条例の 防団員に係る退

事業) いて(揖斐川養 条例について

金の処分につい 養老町上水道事

養老町一般会計

正予算 養老町上水道事 養老町国民健康

業会
計
補正
予算
Σ Τ

	日程第二十五		日程第二十四		日程第二十三
	議案第二十五号		議案第二十四号		議案第二十三号
業センター特別会計の繰入れに	平成二十六年度養老町立食肉事	特別会計の繰入れについて	平成二十六年度養老町簡易水道	事業特別会計補正予算	平成二十五年度養老町介護保険

程第二十六 議案第二十六号

日

平成二十六年度養老町

公共下水

0

いて

て 道事業特別会計の繰入れについ

いて

排

水事業特別会計の繰入れにつ

日

程第二十七

議案第二十七号

平成二十六年度養老町農業集落

程第二十八 議案第二十八号 平成二十六年度養老町一 般会計

議案第二十九号 予算 平成二十六年度養老町

国

民

健

康

議案第 三十 号 平成二十六年度養老町 保険特別会計予算 簡易 水 道

平成二十六年度養老町立 特別会計予算

議案第三十二号 平成二十六年度養老町住宅新 業センター特別会計予算

日程第三十二

日

程第三十

議案第三十一号

食 肉

事

日

程第

 \equiv + 日

程第二十

九

日

資金等貸付特別会計予算

業会計予算 平成二十六年度養老町上水道

議案第三十四号 平成二十六年度養老町公共下水

日

程第三十四

日

程第三十三

議案第三十三号

事業特別会計予算

日程第三十五 議案第三十五号 排水事業特別会計予算 平成二十六年度養老町農業集落

日 程第三十六 議案第三十六号 平成二十六年度養老町介護保険

日 程第三十七 議案第三十七号 平成二十六年度養老町 事業特別会計予算 介護 サ

程第三十八 議案第三十八号 平成二十六年度養老町後期 ビス事業特別会計予算 高 齢

日 者医療特別会計予算

〇本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議

長

田

中

敏

弘

員

〇出

番 番 岩 澤 永 龍 夫 仁

番 番 \equiv 大 長 田 橋 正 三 男 敏

番 番 早 吉 崎 田 百合子 太 郎

六 五 四

番 村 永

番

松 田野 永 中 敏 夫 弘

十十十九八七

中 皆 水 岩 瀨 村 Ш 夫 進

十 三

番

久

美子

番

番 番 番

〇欠 席 議 員

L

生 涯 学 習 課 長教育委員会事務局長兼

藤

田

実

芳

会会

長兼

安

藤

淳

計

とおりである。

〇地方自治法第百二十一 条の規定により議場に出席した者は次の

画務 政部 育 町 課長 長兼 長 長 長 並西 大 脇 河 橋

企総 教 副 町

清 正

次 博

孝

長 長 田 間 中 Ш 信 孝

通

〇職務のため議場に出

席した者は次のとおり

で

ある。

消

防

長

堀

田

明

男

ス教

ポーツ振興課

員

長会

伊

藤

公

教教

育育

総

. 務

課員

長会

佐

藤

昌

子

渡

務務

部部

税

総

務 務

章 博 行

日 比 邊 重 喜

松 永 博 孝

民民

課祉

長部

人 権

民

祉

部 課 課

長

農産 産 生住 健住 住住 住 総 総

康民

福福祉

課祉

長部

野

村

博

治

活民

環福境

課祉

長部

柏 高 渕 木 裕 久 昭 之

地 豊 己

林業

課設

Ш

長部 長

振興

業

建

設

部

藤 博 文

水産

長部

西

脇

和

信

本

建産

建

長部

伊

商産

工業

光

課設

長部

加

開

議に先立ち、

町民

憲章の朗唱を行います。

全員

の御起立をお

藤 敏 博

議 議 議

事

務

局 局

書 書

記

稲

Ш 地 中

諭実彦

会事務

会

事

務

局

記長

川山

洋 秀

樹 子

(田中敏弘君) (開会時 間 午 前 おはようございます。 九時三十分)

ありがとうございます。 員並びに執行部各位には、 平成二十六年第一 回養老町議会定例会を開会するに当たり、 何かと御多用のところ御出席を賜り、 議

願 いたします。

緒に

お願

1

1

たします。

傍聴席の皆さんも御一

町民憲章」 朗唱

ありがとうございました。 日の会議は、 全員出席であります。 御着席ください。

町広報員及び報道機関に限り、 今定例会開会中、

- 3 -

) c。 内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたし

ま

を開会し、本日の会議を開きます。それでは、ただいまから平成二十六年第一回養老町議会定例会

〇議長(田中敏弘君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたし

ます。

番 長澤龍夫君を指名いたします。 会議規則第百二十七条の規定によって、一番 岩永義仁君、二

○議長(田中敏弘君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といた

の運営等について審査されました。ここで、二月二十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

〇議会運営委員長(中村辰夫君) 議長の命によりまして、議会運

営委員会の報告をいたします。

執行部の出席のもとに開会いたしました。 去る二月二十一日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに

いてであります。協議事項は、平成二十六年第一回養老町議会定例会の運営につ

町 \mathcal{O} 十四日間とし、本会議開会時間は午前九時三十分と決定しました。 長施政方針 会期は、三月六日、きょう木曜 事日 程に の説明、 会期の決定、 つきましては、一、 六、 四 議案の提案説明 諸 般の報告、 開会宣言、 日 から三月十九日水曜日 及び委員会付 ゼ 会議録署名議員 平成二十六年度 託、 ま 七、 で \mathcal{O}

一段質問は、義公二ヨヨの三月十八ヨと罹ヨこうのことと決定行うことに決定しました。町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を

しました。 一般質問は、議会二日目の三月十八日火曜日に行うことと決定

度一 について十三件、 提案理由の説明を受け、 平成二十六年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについ 斐川の養老防災拠点整備事業の関係です ---での計五件及び日程第十八、土地の処分について 算四件、平成二十六年度特別会計の繰り入れ四件、 剰余金の処分一件、 任 てまでの計十件は、 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてま 会議と養老町との協働に関する条例の制定についてから日 委員会へ付託し、審査することとする。 次に、 審議方法につきましては、 般会計及び特別会計等予算十一 審議する議案につきましては、 財産の処分一件、 平成二十五年度一 議会初日にそれぞれ一括議題として上程し、 総括質疑後、 議事日程の日程第五、 件、 平成二十五年度事業会計資本 議案の内容ごとに所管の常 般会計及び特別会計 条例 合計三十四件であります。 \mathcal{O} から日程第二十七 制 定及び 平成二十六年 地域自治 これは揖 1程第九、 補正 町 改 民

新年度予算の内示会が終わっております。算までの計十一件は、二月二十七日の議会全員協議会において、日程第三十八、平成二十六年度養老町後期高齢者医療特別会計予また、日程第二十八、平成二十六年度養老町一般会計予算から

六件につい 由 そして、 の説明は省略 また、本日、 内容ごとに所管 . て 一 議会最終日には、 し、 — 括議題として上程後、 町長から施政方針の説明を受けますので、 の常任の 括 議題として上程後、 委員会へ付託 これら常任委員会へ付託した計二十 各委員会へ付託された議案 į 総括質疑を行 審 査することとする 提 案 議

議案ごとに討論を経て採決することとする。についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、付

託

明を受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決することとする。についてまでの計八件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてから日程第十七、養老町非常勤消防次に、日程第十、養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の

委員会は、十二日水曜日の午前十時から開催するよう各委員長へ曜日及び十一日火曜日のそれぞれ午前十時から、そして産業建設なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月十日月

要請することとします。

以

上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

〇議長(田中敏弘君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりまし

7

お諮りします。

いと思います。これに御異議ありませんか。会期は、本日三月六日から三月十九日までの十四日間にいたしたただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の

[「異議なし」の声あり]

〇議長(田中敏弘君) 異議なしと認めます。

と決定いたしました。

- 。 - 本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでありま<mark>議長(田中敏弘君)</mark> 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

> 議長に提出されています。 規定により、平成二十六年度一月分の現金出納検査結果報告書がまた、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の

これで諸般の報告を終わります。

〇議長(田中敏弘君) 次に、日程第四、平成二十六年度町長施政

求めます。 ここで、町長の挨拶をいただき、続いて町長施政方針の説明を

大橋町長。

〇町長(大橋 孝君) 皆さん、おはようございます。

まして、まことにありがとうございます。 た御多用の中を、本日は第一回養老町議会定例会に御出席を賜り 春近いかなあと思いながらも、大変寒い中でございまして、ま

ございます。 うことを改めて感じたところでございます。 防災意識を常に持って、 めて思い起こされるわけでございますが、この地方におきまして えになるというまことに悲惨な災害であったなあということを改 しても依然として、まだふるさとに戻れないといった方々が でございますけれども、 この三月が来ますと、 南海トラフ等の巨大地震が想定をされているというところで 私どもとしましても、 行政も減災に努めなけ けさのNHKのニュース等を見ており 東日本大震災、 いつ来ても備えられるような 本年で三年目に入るわ ればならないとい お見

ます。
かし長くなりますけれども、よろしくお願いをいたしだきます。少し長くなりますけれども、よろしくお願いをいたしきょうは、本年度の施政方針ということで御説明をさせていた

本日、ここに、平成二十六年第一回養老町議会定例会が開会さ

述べたいと存じます。に当たり、町政経営に関する所信の一端と主要施策の大要を申しれ、新年度予算を初め各般にわたる諸議案の御審議をお願いする

でには 向 略の三本の矢による一体的 大胆な金融政策、 安倍内閣では長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、 !きつつあるものの、 東日本大震災から間 至っておりません。 機動的な 地域 もなく三年を迎えようとしており 経 な取り組みを推進され、 財 以政政策、 済に において 民間投資を喚起する成長戦 は景気回 [復を実 日 本 感 経 ま 心するま 済 が は

ため、 兀 に基づき、 引き上げに伴う反動減を緩和し、 に として編成することとしておりま 月一日に消費税率を五%から八%へ引き上げることとしてお 増大する社会保障の持続性と安心の確保等といった観点 こうした中、 昨 年十二月に閣議決定され 平成二十五年度補正予算と平 国においては、 経 た好循環 景気の す。 済 再生 環実現の 上と財 下振れリスクに対応する 成二十六年度予算を一体 政再 っため の 建 \mathcal{O} 両 経 立 済 か 対策 並

となりました。 ては、 が続いておりますが、懸案事業の推進に向けて公債費の義務的経費が増大していくことから、 このような状況の中、 社会福祉や児童福祉などの扶助費や、 本町の平成二十六年度行財政経営に 進に向けて積極型の 臨時財 極 学めて 政 対策 厳 予 債 算 · 状況 等の 編 0 成 V

特別 億 平 Ŧi. 九千三百 成二十六年度一 |%増の百五億五千万円、 及び上水道事業会計予算にお 七十万円 般 となりま 会計 予 算 らした。 国民健康保険特別会計など 規 模に いて 0 きま は、 して 一・六%増 は 前 $\bar{\mathcal{O}}$ 九 つの 度 七 比

九 万九千円、 入面 では、 地 方交付税につい 税は 前年度比 7 二・三%増の三十二億九千百 は 国におい て社会保障 \mathcal{O} 充実 五. +

> 六%増 備事業債が一億四千十万円など、 合交付金事業債が一 億四千三百五十万円をそれぞれ計上いたしまし するため 分等を含め、 般財源 の 二 十 一 の臨 総 時 額 平 成 財 億 \mathcal{O} 八千 政 確 二 十 以対策債 億八千二百万 保 五百 及び町税等の 五. 年度地方財 万円、 が五億三千 円、 総額で前年度比九 町 見込 債 政 は、 高 五. 計 機 百 み 画 能消 万 地 をもとに前年 \mathcal{O} Ĩ 円、 方財 水 た 防指令セン 準 社会資本 源 を の不足 相当 $\frac{\Xi}{\%}$ 度 程 ター 増 12 比 度 備総 対 \mathcal{O} 上 整 処 口

進に配慮いたしました。 力性に富んだ効率的な行政の実現を目指し、真に必要な施策の推力性に富んだ効率的な行政の実現を目指し、真に必要な施策の推一方、歳出面では、町行政経営改革プランに基づき、簡素で弾

ために、 像、 いります。 る公平・公正な行政経営であり、 町 政の経営方針でございますが、 誇りと愛着が持てる絆を大切 町民と行 政との協働によるまちづくりを第 町 第五 にするまち養老」 真 0 次総合計画 町 政とは、 町 を実 掲げる将 民主 進 心めてま 現 導 プする に

ダイナミックな発想により、 法などを参考に、 と考えております。 1 しく、景気も先行き不透明な状態に ビスを提供してきました。 ビスの いくことが必要です。 戦後の日本は、 国民が求めるさまざまなニーズに対 水 準を 維持していくことが年々困 これまでの 高 そのため、 度経済成長などによる経 しかし、 スピ 行政の枠にとら 今 後] は、 F あることか 現 - 感を持 在は、 民間 L 難に 社会情勢の って行政経営 わ \mathcal{O} きめ細かな 済 れな 経営理念や なるのでは 5 的 な豊 従来の V) 広い かさを 変 、経営手 ないか を 視 行 化 政 ごが著 野と 進 政 サ 背 サ 景

を支えるさまざまな主体にもその そのため、 してきた公共サー れらの状況を十 -ビスを、 自治会や町 分に認識 役割を担って Ļ 民 いただこうとい Nれ まで行 POなどの 政 \mathcal{O} 地 4

き出 を進めてまいります。 小学校区や旧 共 5 、の考え方に基づくまちづくりを ħ 公共の考え方に基づき、 民ニーズに即したまちづくりを進めてい 町村のエリアを単 新年度に おいても、 今まで以上に 位とした地 進 つめて 引き続き、 いく地域の 域自治町 地域の 基 くことが 民会議 町 金盤とし 民 0 力 \mathcal{O} て、 求め を 公

行うほ 高速道 る元正 まい 地域資源を有 \mathcal{O} ンジの設置などの基盤整備を進めるとともに、 か から、 協働 また、 た新生養老まちづくり構想に基づき、 ります。 はか、 東 により、 |路の養老サー 一天皇の養老改元 西暦二〇一七 海環状自動 養老改元一三〇〇年 効に活用しながら、 養老公園やその 車道の ビスエリア内におけるスマ から千三百 年には、 仮 称) 本 祭プレイベントを開 周 新し 辺における都市 年という記念の 町 養老 0 成 いまちづくりに取 民間活力の導入や町 インター り立ちに Ì 昨 基 年策定い ・トイン ・チェンジ 年を迎えること 強い 民催する 盤の 影響 ŋ 再 タ を与え など、 や名 整 たし 組 チェ んで 備 民

続けてい 年を迎えます。 さらに、 制施行六十周年記念事業を展 くため 本年は、 いまー 人間に の礎 度町 を築く 昭 制 例えれば、 和二十 施 一年 行 時 九 開し となるよう、 \mathcal{O} 年 原点に立ち返り、 還 Ď てまいります。 暦を迎える節目 町 制 施行 町 から六十年 民と 今後 の Ō 年に 協 \dot{o} 当たる 躍 節 進を ょ 目

てあります。 べつき、住民福祉向上のため、積極的な予算措置を講じたところが、に説明する数々の主要な施策についても、これらの考え方に

主要施策を中心に れでは、 予算の 大要につい 順 次御 説 て、 明 申 町 L 上 第五次総合 げます。 計 画 E 掲げ る四

一、輝く人の町、人。

まず、学校教育についてであります。

成については、 1 って地域の力を学校運営に生かすことを目 人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進してまいり スクールの実践 するため、 やかな体 また、ふるさとを愛する心を養い、 きる力をより一 \mathcal{O} 新年度は二校におい 育 成に 全 教育 研究を始めます。 取 層 り組 活 育 動を通し むことを目指 んでまいり て、 て人権教育の 家 町に誇りを持てる教育を ま す。 庭や地域社会と一体とな 的 確 特に、 とするコミュ かな学力、 観 点を明 豊 か ŧ 確 な ーニティ 心 カュ

備 また、 いたします。 さらに、 中学校に校務支援システムを導入し、 教 職員が子供 理 科教育振興を図るため、 と向き合う時 間をよ デジタル教具 校務 り多く \mathcal{O} 効率, 確 保 化を図 する 教 材 た を り

き進めてまいります。 します。 及び屋内運動場と、 予算を活用し、 次に、 安全で安心な環境で学習できるよう、 安全・ また、 その 東部中学校大規模改造工 安心な学校づくりの整備に 高 他 の学校 田中学校管理棟の 施設 0 補 修 耐震補強工事を実施 事 工 国の平成二十五 第二期分として ついてであり 事 に 0 いても、 ŧ 年 度 き 補

域社会と一体となって、 の子」を育成するため、 幼 稚園教育につきまし 小学校教育への円 健全育成に取り 滑な移行を推進 保 て 育 は、 園 「心豊か 小学校 との するとともに、 でたくましく生きる養 組 W でま 連 携 いり に引き続き取 家庭や

次に、生涯学習についてであります。

くように 啓発や生活 一人一人が 働 きか !の質 自 発的 け 7 0 向 1 な 上の 意思に基づ くことが大切でありま ため だ、 V) 学 び て、 学習 涯 す。 に わたり この 活動 ため、 で続け 自 己

もに、 央公民館や地区公民館を中心に、 生 | 涯学習情 配 布を通じ て、 各 町 種学習講座 民の学習ニー を開 ズ 設 するとと 対 応

学三年生から六年生を対象に英語に触 Tやボランティアの協力を得ながらサマースクール でまいります。 ま たな取 組 かとし して、 玉 際学習会館 れる機会の 拡 お 充に を VI 開 て 取 講 は ŋ 組 Α 小 L W

切 6 むまちづくりの ざを全国に発信してまいります。 に発展させ、 ま た、 本年も新生養老まちづくり構想に掲げる親孝行 お年寄りを敬う心、の一環として、「家族 族 の絆 親 孝行や家族とのきず 愛 0 お詩 慕 集事 \mathcal{O} 業 な 心 不をさ を育 0)

次に、 スポーツ振興についてでありま

今後は、 ´ます。 養老」 (康で健全に過ごしていくことを目指して取りまとめたものです。)浸透、新しいスポーツの普及などに取り組み、全ての町民が、 もオリンピック選手が輩出 暦二〇二〇年に開催 本 町では、 この計 この推進計画に基づき、 を基本理念とした町 してま 平 画は、 成二十五年度にお ります。 今後十年 される東京 スポ され 間 ハーツ推り スポーツ振興に努めるとともに を計 るよう競 オリンピックに いて、「一 画期間とし、 進 技 計 力向 町民 画 の に向けて、 策定を ース 上に ス 向 ポ ポ け 進] た取 ッ ツ 8 て \mathcal{O} カコ お

健 \mathcal{O} り ち

組 6 西

促 養老の を図 も町 環 境 つって 屋 \mathcal{O} 丙温 向 年七月にリニュー ス ま ポ 上 ーツ いります。 したことか 水プールに 振 放興を 36 初 つい ア 8 ル 健 利 7 は オー 康 用 べづく 者 施 \mathcal{O} プンしましたス りの 増 設 加 の安全性はもとよ 拠点として、 が 見込まれ ポ 利用 、おり、 ツ

玉 於交流 ĬZ つい ては 八月に、 友好 都 市であるド -イツ 連 邦 共

> バッドゾー デン・ア 交流 ム 寸 を タウヌス市 派遣し て、 か たらスポ 層 0 親] -ツ交流 寸 を お

古墳群 てまいります。 より得られた成 測量調査が平成二十六年度で終了い たします。また、 文化 発掘調査の 財 保 護 果をまとめ、 0 多芸七坊測量調 成果を学術的に評 1 て は、 亚 報告書を 成 <u>+</u> 査に たし に価するため 二年 作 お ますの -度に実 成できるよう準 ける竜泉寺廃寺 で、 の報告書を 施 L 今後 ま 備 は 跡 た 調 作 \mathcal{O} 象 を 分布 進 查 鼻

備 新お りまとめた冊子を作成いたします。 \mathcal{O} を進め 年度 さらに、 いて、 年に当たることから、 も地元の協力を得 てまいります。 寄附をもとに整備を行い 本年は、 宝 暦 ながら、 町が保有する薩摩義士に関する資 治 水 工 事 まし \dot{o} 残る十三丁から二十丁までの この 着 た 工 たき道 ほ カュ か、 5 百 平成二十 \mathcal{O} 丁石に 六 + 周 莊 0 年 料 \mathcal{O} ては 度に 節

ていることから、 いて支援してまいりま 古 また、 有の歴史文化 貴重な歴史文化に対する町 資源の掘り起こし 養老改元一三〇〇年祭に向け す。 P, 民 伝 \mathcal{O} 理 統 文 解 や認識 化 0) て、 保 存 11 が まー 低 継 下 度 承 地 て

平成二十六年度で うとともに、 次に、 たしました町 間の 人権 期 差 擁護 間 別や偏見 中 -に人権 人権 の推 終了することか 教育 進に 擁 の解消に向 護推進 つい 啓発に関する基 てであり 大会を開 5 け た取 新 ´ます。 年 り 度に 催 組 本 平 た 4 お計 しま いて 成二 画 \mathcal{O} 見直 十二二 環と 計 画 しを行 期 間

として各種 セ ンター 啓 発 事 \mathcal{O} \mathcal{O} ・業を推済 交流 運 営 を目的とする開かれ に 進しており 0 V ては、 (ます。 地 域 12 たコミ お な け お る福 この ユニティー 祉と文 セン ター 化 セ

ます。 をめどに地 地 域 \hat{O} 域 各 効に活用されるよう、 の住民みず 種 施 \mathcal{O} 運営等につきましては、 からが運 覚し、 地 元との協議を進め 自 主的 遅くとも今後 主体的 てま 活

基づき、 極的 男女共同 に取取 男女共同 男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するた り組 参画 んでまいります。 参画社会推進大会を開催するなど、 に つきまして は 町 第二次男女共 町 同 民とともに 画 / ランに

いります。を創出するイベントを企画・運営する団体に対し支援を行ってまを創出するイベントを企画・運営する団体に対し支援を行ってまる人材を養成するための講座を開設するとともに、出会いの機会また、結婚を望む男女の婚活について、ボランティアで応援す

二、活力のある町、基盤。

初めに、公共交通機関の充実についてであります。

組みを検討してまいります。 道を存続させるとともに、 町 ては、 民 0 通 引き続き近鉄と沿線七 勤・通学の足として重 今後も 鉄道利用者の 市 |要な交通機関である養老 町で赤字相応分を負担 増加に資する取 鉄 道 鉄

努めてまいります。
き続き沿線市町で赤字額に対する金銭支援を行い、路線の維持にきた、大垣多良線及び海津線の二つのバス路線についても、引

図ってまいります。は、今後も利用者の意見を広く取り入れながらサービスの向上をは、今後も利用者の意見を広く取り入れながらサービスの向上を昨年十一月から有料化しましたオンデマンドバスにつきまして

次に、国道などの道路整備事業についてであります。

塚状自動車道は、地域経済の発展や地域間の連携強化などに大き名神・東名高速道路等と広域的なネットワークを形成する東海

 \mathcal{O} な ーチェンジから 事業と考えてお 効果が期待され りま 仮 本 す。 称) 町 のさらなる発展には、 北 勢インター ・チェ \mathcal{O} 仮 が開通が 最 老 イン

いては、 関に強く要望してまいります。 養老インターチェンジの供用が 養老ジャンクションから 養老改元千三百年を迎える西暦二〇一七年までには 平成二十五年度は精力的に工事発注がされたところです (仮称) 開 始できるよう、 養老イン タ 国を初れ チ ンジ 8 (仮称) 関 間 係機

進められる予定です。 部 区間 また、 の用地買収が始まっており、 (仮称) 養老インターチェ 新年 ンジ以南に 度も引き続 つきまして き用 地 買 収 が

いります。 十二月の供 ておりますスマートインターチェンジについて さらに、 名神高速道路 用 開 始に 向け、 の養老サー 地 元の 理 |解を得ながら全力で進 ビスエリア内に設置を予 ては、 平 成二 め ってま 七 定

次に、県道関係の整備についてであります。

であります。は、渋滞緩和や安全対策としての道路整備を要望しているところ済活動を支える基盤として重要であり、特に主要地方道について地域の基幹道路としての県道は、近隣市町との地域間交流や経

交差点付近 から石畑地内信号交差点付近までの南濃・関ケ原線の養老地区の歩道 ついては、 に る予定で進めら 向けた地 \mathcal{O} 改良工 元協 \mathcal{O} 仮 事 改 議を進 良工事 が 称 れます。 進 めら 養老インター が終了したことか \otimes また、 てまい れており 大垣・ ŋ チェ ´ます。 ŧ らす。 用 設 地買収 養 置 老公 ジ さらに、 5 に から西におい 9 養 遠 が V 老橋交差点 線 新 7 養老・ の蛇持 年 は 度内. 柏 地 尾 田 谷隧 \mathcal{O} 内 日線に 改 信 良

て、 道整備につ いて で あ ŋ ま

も継 等の 地 財 域 た、 交付 \hat{O} 道 状況 は、 改 良・ て進めてまいります。 養北小学校 金を活用 では 拡幅 あ りま することにより、 日常生活を支える基盤として重 舗 への避難道 装工 すが 事に 限 路 積 6 とし 極 れ 的に 順 た予算の ての 次緊急度 取り組んでまい 道路拡 範囲 0 主要で 「幅整備に 高い で社会資 筃 あ ŋ 所 から各 本 0 整備 厳 11 7

次 街 地 集落環境につい てであ りま

を新年度に 球 亚 湯の 成二十一年三月に作成いたし 照明 お 器具取りかえ工 ٧١ て更 分新い たします。 事を 計画 まし ま) た 都 た、 的 に 中央公 実施い 市 計画 位園事 基本図 た 事業とし 0 デ て、

続いて、 住宅等の耐震化についてであ のります。

知を図ってまいります。 及びその後の耐 造 住宅の耐 震補強 震診断につい 工. 事 補 助 7 は、 事 業を活 引き 用していただけ 続 き、 無 料 耐 震診 るよう 断 制 周 度

次に、 公営住宅につい てであ ŋ ま

管理を行うなどの取り組みを た入居者資格 定公共賃貸住宅は の緩和や、 空き室対策の一 進 部 分的転 8 てま いります。 用 により公 環として、 了営住宅 社 会情 準 勢 を考 Ü

改 良住宅につい 適正な管理に向けて強い姿勢で臨んでま 護士など専 門家 ては、 \mathcal{O} 家賃滞 意見 たを聞 納 きなが 者、 不 ら提訴など 適 正入居者 1) の ま \mathcal{O} 法 的 対 策 措 置

水道事業についてであ ります。

布 を新 一水道 年度 備 業 うライ は も引き続き施行し え 平 消費者に安全・安心でお フ ラインとし 成 二十 应 年 度 て 水 より実施しており \mathcal{O} 道 重 水の安定し 要な役割を 1 L 1 た供 担 水を ノます 0 安定 給に努め て 耐 お ŋ 的 管 の大供

ŧ

度に 三カ年をめ 実施 水道未整 どに まし 備 拡 た 地 張 詳 域 細 工 \mathcal{O} 事 設 西 を実施し 計 小 に基 倉 地 づ 区 てま き に 0 11 地 きましては、 り 元 との ま 協 平 成二 進 な が 五.

域 おります。 勢を考慮 下水道化構想の 水道事業につきまして な が 見直 5 しに 町 下 伴 は、 水 V. 道 計 現 新年度には 在、 画 0 県で 抜 本 的 取 町 り な 見 \mathcal{O} 組 直 財 ま 政 れ 状況や社会 を予 7 11 · 定 し る全

め 道 また、 てまいります。 の接続を 中 部 促 処 す 理 た 区 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 面 |啓発を 整備 完了区 行 じ、 域 引 \mathcal{O} 未接続 き 続 き 水 世 洗 帯 化 に 率 対 向 上 下

浄化 ため、 守 補 水 助を継続して実施 ってまいり 処理能力を持 水 環境の保全、 槽から高度処理型合併 引き続き設 ま 0 置費用 高 生 す 度 活 処理 ることにより、 排 水対 に対する補助 型合併 処理 策に 浄 化槽 処 つきまし 理 を実施す 浄 河 \mathcal{O} 化 Ш P 転 槽 7 池 換 \mathcal{O} は、 沼 費 るとともに、 下 \mathcal{O} 用 層 清ら に対し \mathcal{O} 水 普 道 反 か 並 な水 っても、 を 4 図 単 \mathcal{O} 独 る

次に、 農林業の振 興につい てであり ま す。

ととも うかる農業の 構 \ \ 実 手の まず、 作 造改革支援事 する事 約 物 育成 \mathcal{O} 化 \mathcal{O} 生産 支 水田 を 業を 図 援 強 る 地 策として青 振 実現に向 化 経 活 た \mathcal{O} 興対策に 業 を 営所得安定対策につい 及び \emptyset 用 有 义 Ĺ 効 る ため、 けた産地構造の 町 新 利 単独事 年就農給付 つい たに県に 用 農 \mathcal{O} 地 、ては、 県の 継 集 続や農業経 積 業 補助 設置される農 \mathcal{O} \mathcal{O} 金事 新たに 加 担 転 1) 事 て 速 は、 手支援 化 業 換を支援 業で 就農 を促 費に 営 \mathcal{O} あ 地 所要額 意欲 効率 進 地 事 る 域 してま 業を実 してま 中間管理 元 \mathcal{O} 元気な農業 ·化と農 \mathcal{O} 水 ある青 を計 田 施 農 h 業産 ŋ 地 業 機 上 /ます。 する ま 利 構 年 \mathcal{O} も地担 用

なっており、 向 上を目 た飼 本町 用 米栽培 玉 は、 生産 県 \mathcal{O} 施策を 屋振興を 盛 一んに行 大豆 推進してま 踏 等 いまえ、 わ \dot{o} れ 戦 略 今後もさら 西 作 いり 濃 物 巻 に)ます。 |域で 加え、 なる食 0 畜 大生 産農 自 産 家 地

継続してまいります。 査を実施しており、 等を実施し、 農業振興地 町全体の 域 の見直 新年度におい) 農業振 しにつ 興 V 地 7 は 域 て は、 \mathcal{O} 平 見 集落別土地利用 直 成二十五年 し作業に 度 向 け か 意 て 6 向 基 調 調 査 礎

を図るための調査 るため農業体験イベントを行い、 と観光を兼ねた市民農園等の 老改 元一三〇〇年プロ 研究を進め ジェ 設 置に クト T まいりま あ 事業に わせて農業 向 け、 都市との っい て は、 農 交流 地 0 健 を 有 康 促 づ 効 進 活 す

よる再 用するため、 ま た、 生エネルギー設備 養老公園内において自然環境に配慮した小 調 査設計費として \mathcal{O} 設置を検討 所 要額を計 し、 環境学習の場として活 上いたし まし ,水力発電 等 に

農地 て日本型直 ニニテ なにわ 土 農業・農村の持 等保 也改良事 ´イ | たって多面 全活 接支払 の共同管理等により、 業に 動 を推進する組 的機 つい つ多面的 (多面的機能支払) ては 能が十分に 記機能の 平 織に 成二十 農地が農地として維持され、 対 発揮されることを確保するため 発揮に対しては、 し支援を行ってまい 制度が創設さ 9が、場内E一年度から1 り実施し 地 域政策と まし ります。 集落コミ た県

営湛水防除 みとなっており、 年度 事 業 排 から県営かん 多芸地区でございま 新年度に事業が完了する見込みであり を実 が い排 水事業 (東八 場内周辺 間 地 整 X 備 ま を 取

土 5 改 良 区 合 理 内 土地改 化 調 査検討委員会に 良区 . (7) 統 合 問題に お っつい て、 ては、 今後 0 土 昨 地 年 設 改 良 区 た

組

業用

水路整

備

施

し

てま

V

ります。

あ り方を検 討し 7 ま ŋ ま

入防 産経営の 一業につ 安定に努 1 畜 7 産 は、 農 家 \Diamond へ の 家畜伝染病の てまいり 衛生指 導を ま 発生 徹 予 底 防 Þ 人畜 畜 産 共 通 伝 染 病

次に、 商工 業の振興に 0 1 てであり ま

ます。 に暮らせる地 んでまいります。 化や消費トラブル 発行を支援するとともに、 ム助成を引き続き実施 本町では、 この ほ 景気対策の 域 カュ 社 0 会づくりを目指 消 費者 未然防止に向けた啓発活 J. 行 個 環として、 政の 地域 人向け住宅を対象とした住宅 分野におきまし 経 Ļ 済の活性化 商工会が 消 費生 動 活 ?行う地: ては、 に 相 を促進してま 引き続き 談 窓 安心 П 域 体 商 ij 取 制 品 安全 ラ り \mathcal{O} 券 ŋ 組強

老 \mathcal{O} 想に掲げる、 などの整備を進 さらなる誘客の この滝前点 滝、 次に、 秣の 観 広 滝、 光事業に 場 養老公園観光拠点施設等の 0 整 直 めてまいります。 拡大を図るため、 備に 江 \mathcal{O} 0 いては、 滝 向 けて取り の遊歩道等の 養老改元一三〇〇年祭に向 中でも、 組 歴史や自 んで 再整備、 ま 整 いります。 備 新生養老まちづ 然を生かした観 計 画 養老三 [の策定、 また 光資 け

ょ る中京圏 ま た、 町 観 関 光協会と協 西 巻 \sim \mathcal{O} 万し、 観光キャン 兀 季 ~ 折] Þ \mathcal{O} ン ŧ イベントや広 積 極 的 に 展 域 開 連 て 携 まに

食肉事 業セン ター \mathcal{O} 運営に 0 11 てで あ ŋ ま

るところであ 畜場については、 理 ります \mathcal{O} 徹 底 築三 を図 が、 一十三年が 食 り 0 安全・ 危害の 2経過 発生防 安心 į \mathcal{O} 老朽化 確 止 に努めてま 保 を最優先として が懸念され ŋ

な お 新 施 設 \mathcal{O} 建 設 促 進 に 0 1 7 は、 岐 阜 県 食 肉 基幹 市 建

促進協議会による関係者との協議を引き続き進めてまいります

三、安心・安全なまち、暮らし。

例めに、子育て支援についてであります。

り 動 少 画 量 平成二十五年度においては地域での子ども・子育てに係る /ます。 /子化対策を含めた本町独自の子育て支援の方策を検討し 向 を策定いたします。 査を実施し、 平 成二十 を見きわめ 子育て支援を総合的に提供することになります。 制度では、 子育て支援新制度が平成二十七年度からスタートい 供 体 四年 制 の確保等を盛り込んだ町子ども・子育て支援 市 新年度にお つつ町子ども・子育て会議におい 八月に子ども・子 町村が実施主体となり、 なお、 1 この て は 計画 新制度の給付事 育て関連三法が 0 策定に当たっ 幼児期の学校教 て審議を重 業の受給 公 布さ その て れ、 は たします。 旭見込み コニーズ ため、 てま 事業 ね、 玉

おり、 備に差があることから、 幼 ました。 稚園に防炎 た、 保 この地 育園や幼稚園におい 仕様 方でも南海トラフ巨大地震等の \mathcal{O} 防 災 頭 新年度に 巾 7 を 配 防 置する において、 災頭巾 ための の未設置や防災物 町内全ての保育園 発生が想定され 所 要 ダ額を 計 品 及 \mathcal{O} た 7

次に、健康づくりについてであります。

が ポ 町 カゴ 民 .暮らせる町を実現するた 事 口 0 業を実施してまい 健 モ 康 ・メタボ 寿命を延伸 認知 ŋ 症・ ŧ 元 め、 気 へな声が が λ 医 対 師 会の全面的 沸 策を柱とし き、 力い 的な協力 た健 0 ぱ 康 を得 増 進 な

沐 児に不安を抱える妊婦 浴 人形 対策 幼児食指 に つい 導献立 ては、 母 一模型を更新 2親が多いことから、 核 家族 化、 ľ 少 子化 指 導 母 が 親学級 進 援助をしてま シみ、 用 出 パネル、 産 育

ります。

続 き行 急指 た、 ってまい 定 病院 域 運 医 営事 り 療 ま 0 業に 充 実を図るため、 対 国の 財 西 政 美 措 濃厚 置 に 生病 基 院 助 が 実 成 を引 施 す る

り高 基 次に、 一づき、 点を置い 国民健康保険につきまして めることによ 生活習慣病の発症 地 、 た 健 域 福 祉 康づくりの施策を実施し、 ŋ, に つ いてであります。 町 民の健康づくり や重症化を予防 は、 町 第 を支援 期 特定健診 するために 特 定 L 健 てま 診 \mathcal{O} 等 受診 保健 実 り 必率をよ (ます。 指 画

力のもと戸 ま すが、 要援 養者対策 未登録 別訪 水事業に 問 \mathcal{O} 対象者が多数いる現状か による登録も勧奨し つ 11 て、 災害時要 てま 援 護者 5 ŋ 民生児 ·登録 ま を 童委 行 0 員 て \mathcal{O} お

次に、高齢者福祉についてであります。

のうち、 てまいります。 につきましては、 なりましたが、 五. 期町 小 規模特 介護 保 認 養に 引き続き事業計画に基づ 知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介 険事業計 ついては、 画で は、 本年四月 施 設整 ょ 備 11 り事 た施設整備を 0 目標に掲げ 業開 始 \mathcal{O} た施 促 運 進 び

含めた第六期 したアンケート 二十六年度で計 なお、 現 在の 町 介 調 画 第 護保険事業計画を 査 期 五. 間 を 期 踏 が 町 「まえ、 終了しますの 介護保険事業計 新年 ず策定い 度 中に で、 画 介護 たし 平 に 成 つきましては ま 保 二十五年 険料 \mathcal{O} 度 見 で実 直 亚

現行 注 後期高齢者医 制度 てい き 存 た 続 い が 療 と考 大きな流 制 度に えており ついては、 れと思わ ŧ れ 制 度 ま す 創 が、 設 カュ 今後 ら五年が ŧ 玉 0) 経 動 過 向

で安心して暮らすことができるよう、 域包括支援センターにつきましては、 医 師 高 会を初 齢 者 が 8 住 関 4 な 係 れ 関 た

ます。 協力を得ながら、地域包括ケアの実現に向けて取り組んでまい

や生活支援サービスの 施するとともに、 脳 教室や健 認知症を発 充実に取 É か ŋ 症 シニア体操などの 組 し 点んでま た高齢が 計者に対 り ま 八する 介護 予防 適 切 業

次に、障害者福祉についてであります。

ŋ 者ケアホ てまい 自立 祉 福祉 ŧ 協議会が事業主体となり、 支援 害者基本法及び障害者総合支援法に基づ ります。 計 仮のため 1 画 を、 ム に対する事業費を補 また、 ア の施策を総合的 ンケート調 心身障 学書者福: 建 査 D者福祉センターの隣に、町社会 D及び関係者の意見を踏まえ策定 設 助 計 ・運営を予定してい りし、 画的 に推進 施設整備を促 き、 近する町 障害 障 の 進 る 害 L 知 あ 的 者 る ま 障 障

との ŋ 給付金及び この ŧ 影響を緩和するため、 さらに、 共 ほ 同 か、 で、 新 子 消 手話奉仕員を養成するための講座を開設 育 たな取り組みとして、 て世 費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世 帯 臨時 暫定的 特 例 給 付 臨 海 金 時的な措置として、 津市、 \mathcal{O} 給 行事 垂 事業を実 一井町 及び 施 臨 関 た 時 L 7 じます。 ま 福 帯 原 祉 町

次に、環境対策についてであります。

を強化するなど、 続するとともに、 有 害な P 大気汚染防止 町 M と県 五. 警察署が連携し に 取 ŋ 組 んでまい して野焼きに対す 小 粒子状 ŋ 質の ŧ る

るため んでまい なを徹底 りま 地 L してリサ 域温 庭 でや事 暖 イク 業所 化 防 il. ル に おける省 率 対策として、 を 高 め エネ化 るなど、 を推進 酸 環境負 化炭素の Ļ 荷軽 発生を 資源 減 0 取 分 抑 别 n 制 組 口 す

> 会 \mathcal{O} 影響を 協 方 力を得て、 軽 獣 減 害 さ 駆 せるため、 除 対 策に 策に取 つい 町 ては、 鳥 ŋ 獣 組 害 防 W でま 作 止 計 物 画 被 ります。 に 基づ や生活環 境 など 友

を活用して間伐等の森林 望するとともに、 適正な保全を図るため、 また、 森林の 整 町森林整備計画に 備 に 0 いては、 治山事 整備を進め 業の 災害に いてまい 基づ 実 施 き、 に 強 ŋ つ 森林・ ま 森 いて引き続き県に 林づくり 環境 税事 Ŕ 森 林

次に、交通安全対策についてであります。

や出前講座などを積極的に開 通安全大学校を実施 心 を図るとともに、 なまちづくりを 高 齢者の 交通 事 警察署などと連 故 進 する を防 めてまいります。 ほか、 止するため、 催 学童や幼児を ï 携 交通安全に 引き続い 交通事 き体 対 象に 故 対する意識 のない 験型 した交 \mathcal{O} 安全で 高 0 通 齢 高 教 者

係機関に て鳥江、 業につきましては、 されております。 河川 元改修に 栗笠地 要望をし については、 内 また、 \mathcal{O} て 工事施行が 金草川樋門改修工事 お ŋ 治水対策上重要 大巻地区 新年度では、 予定され 一での 揖 斐川 へであ に 7 牧 向 田 お ることか ŋ 養老防災拠 け Ш 抜本改修 ます。 た用地買 5 工 が 毎 事 をとし 予 年

次に、防災対策についてであります。

ル 策基本法の 及び備蓄物資等の 避難所: 作成を行 海 トラフ巨 改正 生 活 大地震 も長期化 ま に 伴う す。 整備 町 のような甚大な被害が 地 拡 することが予 域 充を行っ 防災 計 てま 画 想さ \mathcal{O} 改正 V り れるため、 P ま 予想され す。 必 要な ま 避難 る災 た、 7 災 所 害 害対 時 ユ 設 T

隊 さら 災力向 \mathcal{O} 防災 上 用 地 資 域 \mathcal{O} キ 機 \mathcal{O} 材 防 災 \mathcal{O} 意識 整 ソンとなる防災士を養成するため 備 補助を実施するととも \mathcal{O} 高揚を図 るため、 引き続き自 域 に 主 防 資 お け 災

の取得費用に対する支援も継続して実施してまいります。

周 だくよう普及、 知 保 するため、 てま 子業に りま つきましては、 啓発に努めてまいりま 該当地区 らしたが、 |全戸に土 新 年度 砂 も引き続き 砂 災 災害 害警 戒 ザ 区 ĺ 域内 有 ド 効に 0 7 円滑 活用 ツ プ な 避 7 配 布 難 た L か

努め う自 て、 す上で重要な施策の一つであります。 1主防 |命と財産を守るための消防防災は、 地 るとともに、 域一 災の基本理念に基づき、 丸となった防災体 消 防団や女性 制 0 防 町民 確 火クラブなどとの 1 の自 を 地 域 町 义 ってま 民が は自分たちで守るとい 助 安 共 文心・ V) 助 意識 り 連 安全に ŧ 携を密に \mathcal{O} 高揚に 暮

持に努めてまいります が 続いておりますが、 な お、 地 域防災のかなめである消防 今後も 町 民 の理 団 解 を得なが \mathcal{O} 団員確保は なら、 その 難 ï V) 定 状 数 維

ても、 的 力ポンプ三台を更新し、 の整備工事に着手するとともに、 立 ま いな消防 一に要する時間を大幅 ま た、 ります。 引き続 ・救助・ 新年度は、 このほ き助 救急活動が可 成 を行 災害発生 か、 消防力 地域の って 短 縮 ま Ĺ 時 V 各 0 能となる高機能消防 に 消防ポ 強化 ŋ 種 情 お (ます。 いて 防 報 災施 \mathcal{O} 充実に向 最も重要な初動 ンプ自動 一元的な管理 設 設 けて 車 備 別指令セ \mathcal{O} 取り によ 台 整 態 備 組 り 小 型動 タ 効 \mathcal{O} λ 対 で 確

地 救 させることに 域で支え合う救急体制 命士及び隊 1加する救急需要や救急業務の高度化に対応するため 命 高齢 より、 員の再教育研修を実 種 \mathcal{O} 化 向 寸 の進 体 F. 急救 B などに対し 展や疾 前 0 確 民 助 <u>7</u> 体 に 病 による救 に 制 構 て普 取 \mathcal{O} 施 た し、 造の 充実 ŋ 組 通 護 変化 最新 んでまい 救命講習を実施す 体 強 制 化 など を図 0 \mathcal{O} 確 知識や技術 \mathcal{O} ŋ 立 0 てま を目 影 ŧ 響 指 いります。 を習得 ょ る り、

四番、地域経営の推進。

が うる施策 る、 新 $\overline{\bigcirc}$ \mathcal{O} V 実 介現 に 七 まちづくりに取り 年 · を 目 向 け、 標 町 年次とする新生養老ま 民との 組 協 んで 働 ま に ょ 11 ŋ n ま 地 つづくり 域 活 構 想 に 0 掲

官 ントできる組 なお、 民連携で進め 事業の 織 てまいります。 推 進に当 株式会社などの たっては、 法 人の 事 業 設立を視野に入れ 全体を総合的 にマ ながら、 ネジ

る実行委員会を立ち上 業のアイデアを募 . ります。 また、 養老 改 元 るほ 一三〇〇年祭の か、 げ、 新たに 町 民とともに 公 開 了募委 催 に 事 員 向 や各 業 け 計 て 画等を策定 種 寸 |体等で から 構 広 て 成

用 えた町外での \mathcal{O} 強化にも努め したまちづくりを推進するなど、 さらに、 老公 Ρ てまいります。 R活動や、 園等でのプレ 本町 イベ \mathcal{O} シ ント ン 全 玉 ボ に ル \mathcal{O} であ 向け 開 催 た養老の る Ľ 広 ョウタン 域 連 魅 携 力発信 を を 見 据

ま 児島市の中学生との交流、 き の協賛を行う 本年は、 年を町民とともに祝うため、 いります。 トの作成、 町 大 垣 制施行六十周年を迎えます。 などさまざまな事 青年会議 原動 所が 主 機 記念式典 業に 付自 催 す 取る 転 や薪 ŋ 車 「ツー 組 0 町 御当 み、 能 で の開 ル は、 一地ナンバ 郷 この ٠ ب 産を初 土 愛を育 西 記 [美濃] 1 念す プレ ~

 \mathcal{O} \mathcal{O} を単 基盤をつくるため まちづくり ま た、 位 組 求 町 とし 織 民 設 \otimes な <u>\\ \\ \\ \</u> た を 主 が 準 組 進 導 5 備 織 \Diamond \mathcal{O} 進 委員会を設置 化 \mathcal{O} 7 町 !を想: \emptyset ま 政 てまい いり 0 を \mathcal{O} 定 具 っます。 手 現 して 段として ŋ 化 してい ま ず。 地 る る t 域 た ただく 小 自 \mathcal{O} め まちづくり 学校 で、 治 町 町 など、 各地 区 民 民 と行 P 会 旧町 0 区 議 区 重要 は 政 長 働 な担 公会に働 につい 地 \mathcal{O} \mathcal{O} 域 工 IJ

人の活動に対し、引き続き支援してまいります。手であるNPO法人を育成するため、設立及び設立後間もない法

域の るため、 さ リー 5 に、 ダーや起業家の 引き続き養老まちづく 今後 のまちづ 養成に くり Ó りリー 向 中 けて取り 心 的 ダー な役割を担 ŋ 組 養成講座 んでまい ら人材 を ŋ 開 講 だを育 成 地 す

町 情報発信が 広 魅力を広 町 報・広聴活動につい `民目線 く発信 できるフェ で見やすい してまい イスブックなど 広報誌づくりに ては、 'n 昨 ま よす。 年 「から \mathcal{O} 努めるほ 導入した町 S N S を か 活 、民記者を活 タイ 崩 ・ムリ な が 5 用

次に、行財政改革の推進についてであります。

き優 進 階に来て 指 め 宗 亚 ってま しているところです 先順位をつけ、 成二十三年七月に策定しました町行政経営改革プ V お *b*, ります。 引き続 スピード き町 が 民視点 -感を تلح $\overline{\mathcal{O}}$ から 項 持って積極的に取り 目 のさら Ł 検討や計で なる行政 画 か 5 組 ラン 経 営 実 む こように 改 施 に 革 \mathcal{O} 基 段

職 ŧ 町 民 員 いから 0 不祥事が相次いだことから、 コ ンプライアン 信頼される職員を育成するため 年は、 公金着服事 ス 件や 法 令 時 遵守 高 間 V 外 倫 勤 職 務手当 理観、 員 研修 \mathcal{O} を実 使命感 徹 未 払 底 施するとと 12 į, を 問 向 け 有 題 て など 取

た施 ŋ 成 んでま 策に対 済状況の変化 三十二年度を目標年度とし お いりまた てい す る町 五. \mathcal{O} 見直 ることから、 度 次総合計 からスタートい 民 などを踏まえ、 しについ \mathcal{O} 満足度を把握 画 新 絆 て は 年 て プ / ランに おり たし 中 度 これ するため、 よりその作業に 間 ŧ ました町 年 -次で弾 まで実 すが、 0 11 てで この 施 力的 第五 L あ に着手い 記な見直 基本計 一次総 てま ま 合 計 調 ŋ た 画 しま ま を行 査 は 画 社 は

> う 実 ん施い 取 するなど、 組 で ま 1 町 ŋ 民 ま 0 意 向 が +分に反 一映さ れ た総 合 計 画 لح なるよ

が 取得した事実をお を行った事実 等 戸 籍 \mathcal{O} 不正 及び 請 住 求、 民 が 基 本台 判 不 知ら 明 正 した場合に 取 帳事務に 得を抑止 せする制度を始 0 は、 きま する 被取 ため L \Diamond て 得者 \mathcal{O} は 措 戸 本 置 人に対 とし 籍 て、 住 民 第三 不 票 正 \mathcal{O} 取 写

円滑 特定個-本 用 等に 台帳 た、 な導入に向けて取 関する システムを初 人情報保 行政手 法 護評 続に 律 が 価 めとした電算システ おける特定の り を 昨 組 実施するなど、 年五月に んでまい 施行され 個人を識別する ŋ ま 社会保証 ムの たことに伴 改修を行うとともに 障 ため 税 番 \mathcal{O} 号 番 制 住 뭉 民 \mathcal{O} 基利

最後に、自主財源の確保についてであります。

げに伴う りますが ることから、 税収につい 新たな 日 若干の増 本再生に て は 経 済対策も打ち出され、 依 向けての 収を見込んだところです。 然として景気の動 成 長戦 略 その 向 また消費 が不透明な状 効果 E費税率のご と明な状況! が 対待さ 引き上 れて

ります。 貴 納 を るとともに、 納 付 推進するため 重 付 歳入の根幹となる な財源 こしやすい の推進を基本に取 であ 徴 環 収嘱 る に 滞 境 の整 ŧ, 納整 町 託 税 町 法 税の確保につきましては、 \mathcal{O} 理 員 備 り組みを進 的な措置も含め に 収 を配置し として、 公納率の つきまし 引き続い つて徴収: め 向 上に てまいります。 7 は 努めてま て真摯な姿勢で きコンビ 体 公平 制 \mathcal{O} 強 二収納を 公正な税 いり 化 適 を図 ま 正 ŧ 課 税 務 て 実 誰 り ま 施 組 自 行 ŧ 政 主

取 \mathcal{O} 対する特典とし 組 た、 な んでまい る寄 るさと納 附 ŋ を ま 募 て、 る 税 ため、 町 \mathcal{O} \mathcal{O} 活 特 用 産 制 8 品 度 養老改 \mathcal{O} を 贈る 周 知 など寄 を 元一三〇 义 るととも 附 〇年事業基 制 充実 寄附 金

徴収 高 町 .額かつ悪質 税 業務の一元化に向けて体制を整えてまいります。 を初めとする公債権や水道 自 な滞 È 財 納者に対し、一 源 の確保及び 使用料などの一 町 民負担 括して徴収を行うことができる の公平性を堅持するため 部の私債権 に係る

だきましたが、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願 を申し上げるとともに、何とぞ慎重なる御審議の ますようお願い申し上げます。 以 上、 平成二十六年度の 町政に臨む施政方針を述べさせて 上、 御 承認を賜 **(**) た

〇議長 田田 中敏弘君) 町 長の施 政 方針 の説明が終わりまし た。

ここで暫時休憩といたします。

開は十時五十分からといたします。

午前十時 五十分 再 開

午前十時三十三分

休憩

〇議長 田田 中敏弘君) 休憩を解き、 会議を再開 します。

〇議長 第九号までの五議案は、 を受け、総括質疑のみを行います。 (田中敏弘君) 日 本日は 程第五、 一括議題として上程後、 議案第五号から日程第 提案理 九、 議 由

との協働に関する条例 それでは、 老町消防長及び消防署長の資格を定 日程第五 の制定についてから日程第九、 議案第五号 地 域自治町民会議と養老町 める条例の制定に 議案第九号

までの 五議案を一括議題といたします。

町

長より提案理

由

 \mathcal{O}

説明を求めます。

〇町 議案第九号までの提案説明を順次させていただきます。 (大 橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第五 号 か

議案第五号 地域自治町 ·民会議と養老町との協働に関する条例

 \mathcal{O}

0 制 定につい

に 定めるものとする。 地 域自治町民会議と養老町との協働 平成二十六年三月六日 に関する条例 提 出

制 定の趣旨でございます。

とのできる地域づくりを行っていくことが重要です。 されることから、 る前に、 養老町では、 町民が 今後さらに少子・ 前向きに話し合い、 地域における活力の低下などの問題が深刻にな 高齢 将来にわたって住 化 Þ 人 П 減 少の 進 4 続 展 けるこ が 予

と町が対等な立場で協働のまちづくりを進めるため、 めるものでございます。 治町民会議を設立し、 そこで、 地域のことは地域で決められる仕組みとして、 住民や区、 自治会、 各種団体や事業所など 本条例を定 地 域 自

要旨でございます。

て定めています。 を引き出し、 づくりを進めることで、これまで以上に 第 町民と町とが地域の課題に対してともに取り組む協働 一条では、この条例を制定する目的について規定しており 魅力あふれる地域づくりを実現することを目的とし 住民が本来持つ自治の力 \mathcal{O} まち ま

地域自治町民会議とは、 認めたものと定めております。 地域の課題を解決するために自主的に設立された組織 の区域の住民、 第二条では、 区 地 域自 自 治会、 治 小学校区や旧町 町民会議の定義について規定しており、 各種団: 体、 村の区 事業所等により構成され 域を基本とし、そ 町 長が

しており、 協 運営等に対し 第三条では、 して取り 地 組 域 地 む 自 関係にあるものとし、 域自治町民会議と町との協働関係につい 必要な支援を行うことを定めております。 治 町 民 会議と町とが 対 町 等 は、 な立場で地域の 地域自治町民 課 7 態題に 会 規 定

促進、 地域まちづくり計画の策定や実行に関すること、 源の有効活用に努めることについて定めております。 民 をその役割とし 施や施設の管理運営に関すること、 \mathcal{O} 地 【の意見及び要望等を事業に反映させ、 高揚を図るとともに、 域 四 自治町民 一条では、 活動支援や連絡調整に関すること、 会議が地域づくりを 地域 て定めております。 自治町民会議の役割について規定し 自主的な課題に取り組む人材の育 推進するに当たり、 町への提案に関することなど 町 町からの委託事業の実 民の地域に対 各種団: 具体的には 区 |体の交流 する意識 7 成 内 0

への委任について定めております。第六条では、この条例の施行に関し必要な事項として、規則等の範囲内において、必要な経費を交付することを定めております。第五条では、地域自治町民会議の運営や事業実施に対し、予算

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでござい交付金に関することについて定めることとしております。なお、規則には、地域自治町民会議の認定要件や地域総合活動

する条例の制定につい 上が、 議案第六号 議案第五号 養老町 ての提案説明とさせていただきます。 地域 条例 自治 \mathcal{O} 町民会議と養老町との協 左横書きに関する特別 措 置 条 闄

めるものとする。平成二十六年三月六日提出。 養老町条例の左横書きに関する特別措置条例を別紙のように定

制定につい

制定の趣旨でございます。

化を進めるため、本条例の施行前に公布された町条例を一括して現在横書きが主流である一般の公文書との整合を図り事務の効率養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定については、

うものであります。 左横書きに改め、あわせて用語、用字及び送り仮名等の整理を行

要旨でございます。

第一条では、この条例を制定する趣旨について規定しておりま

横書きに改めることを定めております。 既存の条例を全て左 第二条では、左横書きの措置としまして、既存の条例を全て左

おります。 第三条から第六条では、漢数字や字句等の改正について定めて

いて定めております。か、既存の条例で左横書きに適応しない部分についての改正につか、既存の条例で左横書きに適応しない部分についての改正につか、既存の条の他の措置として、第三条から第六条までのほ

す。 第八条では、漢字及び送り仮名等の用字について定めておりま

- 。 この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでありま

条例の制定についての提案説明でございます。 以上が、議案第六号 養老町条例の左横書きに関する特別措置

の募集等に関する条例の制定について。 次に、議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員

制定の趣旨でございます。例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条

国家公務員退 改 第九十六号 正する政令 において、 職 (平成二十五年政令第百五 手当法 0) 国家公務員の退職給付の水準の見直 一部 等の 及び国家公務員退職手当法施行令の 部を改正する法律 十八号) (平成二十四年法 \mathcal{O} し等の 部が 施行さ ため 部

れ、新たに早期退職募集制度が導入されました。

び 町 L 応募認定退職 対象年数及び割り増し率の拡大が予定されております。 地 方 個員退職 公務員においても、 手当組 の新設、 合において、 並びに定年前早期退職者に対する 国に準じた対応をするため、 退 職理 由 から勧奨退 職 \mathcal{O} 岐 廃 阜 県 止 増 及 市

を制定するものでございます。 る職員の募集等に関する規定を整備する必要があるため、本条例この制度改正の活用については、定年前に退職する意思を有す

要旨でございます。

ております。る意思を有する職員の募集等に必要な事項を定めることを規定しる意思を有する職員の募集等に必要な事項を定めることを規定しまず第一条において、この条例の趣旨として、定年前に退職す

入を規定しております。 次に、第二条において、早期退職者の募集及び認定の制度の導

項を当該募集の対象者となるべき職員に 集の対象者を規定し、 こととしています。 第一項及び第二項では、 その 定年 募集を行うに当たっては、 前 の早期 退職を希望する職 通 知しなけ 'n ば 募集 な 5 実 員 施要 な \mathcal{O}

募集期間について規定をし 三項では、 募集人数の しており 制 限 íます。 第 加項 カュ 6 の第八項 気までに お 1 7

応募または であって、 間 また第十六項第三号に規定する退職すべき期日が到来するま ておりま 九項及び第十項では、 はいつでも応募の取り下 応募の取り下 員に 対 してこれらを げ 職員は、 は 職 員 げを行うことができることとし、 の自 強制 募 発的な意思に委ねられるも 集 してはならないことを規 の期間中 は 0 でも応募

第十一項から第十三項までにおいては、応募者について、その

者に書面により通知することを規定しておりま またはしない旨の決定をしたときは、 旨 \otimes ま 1の認定 る場合等を除 たは長期的 を引き続き職 (以下 な人事管理 き、 務に従事させることが公務 「認定」という。 応募による退職 を計画的 に推 をするものとし、 が予定され 遅滞なく、 進 するために特に必要と認 の能 ている職員である 率 その旨等を応募 的 運営を 認定をし、 確保し

す。 退 第十四 職 すべ 「項及び第十五項では、 期 日 の繰 り 上げまたは繰り 公務の能 下 げに 率的運営上 0 1 て規定し \mathcal{O} 理 由 7 に 1 ょ ま

規定しています。 第十六項では、認定を受けた応募者の認定の効力の喪失理由を

募者の数を公表しなければならないと規定しています。 第十七項では、任命権者は、募集実施要項及び認定を受けた応

第三条では、委任規定を定めております。

ます。 この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでござい

債 員の募集等に関する条例の制定につい 以上が、 権 きまして、 の放棄に関 議案第七号 議案第 する条例 八号 の制定に 養老町定年前に退職する意思を有する 養老町 つい 了住宅新: て。 て の提案説明でございます 築資金等貸付償 還 職

別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例を

棄できることを主な目 ることが 還 要旨でございますが、 \mathcal{O} できな 債 権 \mathcal{O} い私債権 適 一切な管理を図るために、 的 権 この条例は、 として本条例を制定するものでござい に ·ついて 一 定の 養老町住宅新築資金等貸 要件を充足した場合に放 将 来にわたって徴収す

充足した場合に限り、 滞納整理が進まない要因ともなって カュ するものでございます。 な状況であっても、 産 時期を失することなく円滑な事務処理を進めることを目的 などにより、 権は、 法が適用されることなどから、 来にわたり債 議会議決を要せずとも放棄できることを定 長期 別間に わたり保有せざるを得ない 権の徴収ができないことが いおり、 私債権は 定の 生 活 要件を ため、 困 明 窮 6

伙に、制定の内容でございます。

ます。 賃還金の債権の全部または一部を放棄できることを規定しており 第三条では、私債権が一定の要件を充足した場合に限り、貸付 貸付条例に基づいた貸し付け等で生じた債権に限定しております。

定めております。めがある場合は議会議決を要せず債権を放棄することができるとりがある場合は議会議決を要せず債権を放棄することができると項の一つとしておりますが、同条第一項第十号では、条例等に定地方自治法第九十六条では、権利の放棄について議会の議決事

期を失することなく事務処理を進められるようお願いするもの 決を要することなく放棄することができることを条例に するため、 立 うな差し押さえ等 たない債権 債権の場合は自力執行権が 私債権 ·を長期間管理しなければなりません。 \mathcal{O} 滞納処分ができないことから回 定の要件を充足した場合に限り、 な Į, ・ため、 町税などの それらを解 収の 公 定 見 会の 込み 権 \mathcal{O} が 時 議 消 ょ

生活困窮状態にあり、 二として、 債権を放棄できる一 消 滅時効に係る時 資力の 定の要件とは、 回 効期間が満了 復が困難であると として、 認 債 か めら 務者 0 債務者 れる が

> とき。 条第 あって、 その相続財産 務者が死亡し、 復が困難で債務の弁済 お 履行されない債権につ のと決定したとき。 法 が いて、 律上の 時効の 項 争いがな 債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、 回収の見込みがないときでござい 援用をすると見込まれるとき。 債務者が失踪 0 0 その相続について限定承認があった場合において 価 ある場合において、 他 の法 額が強制執行の費用の 莊 いて、 の見込みが 令の規定によりその責任 強制執行等の 行方不明、 強制執行等の ないと認められるとき。 町長が勝 その 手続 額を超えないと見込める ま 他これに準じる状態に 手続が終了したときに をとってもなお完全に 破 の見込みが を免れたとき。 産 法第二 資力の Ŧī. 口

を負うことになります。 ただし、連帯保証人がある場合は、債務者にかわって返済義務

るものでございます。 第四条では、この私債権を放棄したとき、これを議会に報告す

ます。
この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでござい

の放棄に関する条例の制定についての提案説明でございます。以上が、議案第八号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権

定める条例 続 きまして、 \mathcal{O} 制定に 議案第 0 九号 11 7 養 老町 消 防 長及び 消 防署長の 資格

定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のように

十二年法律第二百二十 成二十五年法 \mathcal{O} 定 改革 趣旨でございますが、 \mathcal{O} 律第四十四号) 推 進 を図 るため .六号) 第十五条に による改正 0 関係法 地域 の自 律 お 後 0 主 性及び の消 整備 て、 に関 防 政令で定める基 組 自 パする法 立性を 織法 (昭 律 高 和二 め 伞

例を制定するものでございます。 準を参酌して市町村条例で定めることとなったため、新たに本条

要旨でございます。

職、 行政事務に従事した者で市町村の長の直近下位の内部組 務に従事した者で消防団長の たは同等以上の職に一年以上あったもの、 ったものとして、 有する消防職員として消防事務に従事した者で、 その他市町村における同 消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験 基準を定めております。こにおける同等以上と認めら 職に二年以上あったもの、 消防団員として消 れる職に一 消防署長 年以 織 市 0 \mathcal{O} 長の 村 上 \mathcal{O}

令補以 消防大学校で受けた者は、 教育訓練を消防大学校で受けたものとして、 上と認められる職に三年以上あったものであって、 消防団員として消防事務に従事した者で副団長の職または を有する消防吏員として消防司令以上の階級に一年以上、 第三条では、 上の階級に三年以上あったもの 消防署長の職に必要な消防に関する知識及び 町長が定める期間を控除した期間) (町長が定める教育 基準を定めておりま 町長が定める 消防司 同等以 訓 練 経 を

11。 この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものといたし

させていただきます。長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての提案説明との協働に関する条例の制定についてから議案第九号 養老町消防の協働に関する条例の制定についてから議案第九号 養老町と以上をもちまして、議案第五号 地域自治町民会議と養老町と

〇議長(田中敏弘君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、所管の総務民生委員会へ付託し、審

的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。したいと思いますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大郷

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

〇議長(田中敏弘君) 質疑なしと認めます。総括質疑を終わりま

す。

お諮りします。

議案は、 これに御異議ありません 関 する条例の 防長及び消防署長の資格を定める条例の 日 程第五、 総務民生委員会へ付託 制定についてから、 議案第五号 地域自治町民会議と養老町との Ļ 日程第 審査いたしたいと思います。 九、 制定についてまでの 議案第-九号 養老町 協

「異議なし」の声あり〕

〇議長(田中敏弘君) 異議なしと認めます。

することに決定いたしました。
よって、ただいまの五議案は、総務民生委員会へ付託し、審査

〇議長 \mathcal{O} 説明のみ受けます。 議案第十七号まで (田中敏弘君 次に、 \mathcal{O} 八 、議案は、 日程第十、 逐条 議 上 程後、 案第十号 本 日 から日程 は 提 案理 第 由

1。 業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま、それでは、日程第十、議案第十号 養老町職員の高齢者部分休

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例に〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第十号 養

ついての説明をさせていただきます。

を改正する条例について。 議案第十号 養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部

改正の趣旨でございます。例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条

三第一項で定年前五年の範囲内とされて て条例で定める年齢に改正されたことに伴い、 \mathcal{O})関係法 一するものであります。 公布により地方公務員法の一 域 の自 律の整備に関する法律 [主性及び自立性を高めるため 部が改正され、 (平成二十五年法 いた期間を、 の改革の 同法第一 本条例の 公律第四 推進を図るため 高年齢 一十六条の 十四号) 部 を改

以正の要旨でございます。

となどから、対象年齢を五十五歳と規定するものであります。 者は五十五歳以上とされていることや、 雇用の安定等に関する法律及び同法施行規則におい 以 第二条第二項において、 上で、 の 法律で定められている上限年数五年を廃止し、 条例は、 議案第十号 平成二十六年四 養 老町 高齢者部分休業の対象となる期間 職員 月一日から施行いたします。 の高齢者部分休業に関する条 現行の基準を維持するこ しては、 高年齢 高 年齢

†.

 \mathcal{O}

部

を改正する条例につい

て

の提案説明とさせてい

ただきま

〇議長

田田

中敏弘君

説

明

が

終

わ

ŋ

ました。

〇議 議題とい 員の修学部 田田 日中敏 たします。 (弘君) 分休業に 関する条 次 日 例 程 \mathcal{O} 第十一、 部 を改正する条例に 議案第十 号 こついて 養老町

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

ついての説明をさせていただきます。 養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例に**)町長(大橋 孝君)** ただいま上程を賜りました議案第十一号

を改正する条例について。 議案第十一号 養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部

改正の趣旨でございます。を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

されていた修学部分休業の期間につい を改正するものでございます。 部 における地方公務員法 る期間として条例で定める期間とされましたので、 \mathcal{O} 関係法律の整備に関する法律 が改正され、 地域の自主性及び自立性を高めるため 同法第二十六条の二第一項において上限を二年と (昭和二十五年法律第二百 (平成二十五年法律第四 て、 0) 改革 修学に必要と認められ \mathcal{O} 六十一号) 推 本条例 進を 十 図 应 るため

要旨でございます。

に改めるものでござい 正したことに伴い、 上限を二年とされていた期間を修学に必要と認め 二条第三項において、 「期間」 ま 地方公務員法第二十六条の二第 を 修学に必要と認めら 5 れる期 れる 別間に改 期 項 間

持するため、現行どおり二年とするものでございます。現在、修学部分休業を利用する者はなく、現行の国の基準を維

の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきま以上で、議案第十一号 養老町職員の修学部分休業に関する条この条例は、平成二十六年四月一日から施行いたします。

例

,

〇議長(田中敏弘君) 説明が終わりました。

例についてを議題といたします。 教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条の議長(田中敏弘君) 次に、日程第十二、議案第十二号 養老町

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

する条例についての説明をさせていただきます。 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正 (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第十二号

条例の一部を改正する条例について。 議案第十二号 養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する

六日提出。
正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年三月養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改

改正の趣旨でございます。

他の一般職と比較しても、 6 況であります。そこで教育長の職 年の教育を取 \mathcal{O} 高 要旨 度な人材確保を考慮し、 れるなど、 勤務条件について、 この条例は、教育公務員特例法に基づき、 教育長の職の重要性が高くなっております。 り巻く環境の複雑化と教育行政との強い連携を求 必要な事項を定めるものでありますが、 必ずしも均衡しているとは言えない状 本条例を改正するものでござい の重要性とより広い視野を持つ 教育長の給与その 、ます。 また、 近 \otimes 他

給与に関する条例の適用を受ける一般職の職員のうち、部長職相第二条において、現行の月額給与限度を廃止し、養老町職員の

当の給与等に改めるものでございます。

ものであります。 同条第二項において一般職の職員と同様に、手当等を規定する

ため、本条項を廃止し、 退職手当組合から支給される退職手当の適用を受けることとなる 務条件が、一般職と同様なことから、 また、 同条第三項にお 改正するものでございます。 いては、 教育長職 退 職等に際しては、 は勤務 時 習問その 他 阜県 \mathcal{O} 勤

に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせて以上で、議案第十二号 養老町教育長の給与その他の勤務条件この条例は、平成二十六年四月一日から施行いたします。

O議長(田中敏弘君) 説明が終わりました。

いただきます。

○議長(田中敏弘君) 次に、日程第十三、議案第十三号 養老町

大橋町長。

できます。 養老町手数料条例の一部を改正する条例について説明させていた 養老町手数料条例の一部を改正する条例について説明させていた

て。 養老町手数料条例の一部を改正する条例につい

ものとする。平成二十六年三月六日提出。 養老町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める

成二十六年一月二十九日に公布され、平成二十六年四月一日からる政令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第十七号)が平改正の趣旨でございます。地方公共団体の手数料の標準に関す

ざいます。 施行されることに伴い、養老町手数料条例の改正を行うものでご

ます。 要旨でございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに 要旨でございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げる 要にございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げる 要旨でございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに

ます。 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することといたし

例についての提案説明とさせていただきます。 以上で、議案第十三号 養老町手数料条例の一部を改正する条

〇議長(田中敏弘君) 説明が終わりました。

○議長(田中敏弘君) 次に、日程第十四、議案第十四号 養老町

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について御説〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第十四号

条例について。 議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する 明

つ申し上げます。

うに定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のよ

改

É

一の趣旨でございます。

のでございます。
よる消費税及び地方消費税の率の変更に伴い所要の改正を行うもな改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布にこの条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的

要旨でございます。

ます。 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することといたし

改正する条例についての提案説明とさせていただきます。 以上で、議案第十四号 養老町法定外公共物管理条例の一部を

〇議長(田中敏弘君) 説明が終わりました。

ます。 社会教育委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたしへ議長(田中敏弘君) 次に、日程第十五、議案第十五号 養老町

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

させていただきます。 養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例について御説明をの町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第十五号

議案第十五号 養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例

について。

定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のように

改正の趣旨でございます。

ものでございます。 正に伴い、 進を図るため (昭和二十四年法律第二百七号) $\overline{\mathcal{O}}$ 条例は、 社会教育委員 の関係法律の整備に 地域の自主性及び自 $\widehat{\mathcal{O}}$ 委嘱の の第十五条、 .関する法律に基づく社会教育法 基 準に <u>\frac{1}{1}</u> 性を高めるため ついて所要 第十八条の $\widehat{\mathcal{O}}$ \hat{O} 改 É 改 立を行う 部改 \mathcal{O} 推

要旨でございます。

委員は、 二百七号) 十五. 委 る活動を行う者並びに学識経験 員 律の整備に関する法律に基づく社会教育法 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため 育委員を委嘱しているところでございますが、 育委員会が委嘱すると規定されており、 \mathcal{O} 委員の資格を条例委任された委嘱の基準については、 向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の 「嘱するに改めます。 「要な事項を定めるものとする」に、 (の委嘱に係る基準について法律から削除されるため、 社会教育法第十五条及び第十八条の一 育委員条例 条第二項に、 学校教育及び社会教育の関係者、 「を置く」を「の設置、 「第十五条及び第十八条の規定に基づ の第十五条及び十八条の一部改正に伴い、 の設置、 学校教育法及び社会教育法の関係者、 第一条中「 \mathcal{O} 委嘱の基準、 あ る者 第十五条第一 また委嘱の基準、 この規定に基づき社会教 の中か 部改正に伴い、 家庭教育の (昭和二十四年法律 このたび、 Ď 定数、 き」に改め 項の規・ 教育委員会が 社会教育委 改 任期その他 向 社会教· 上 0 家 É 第二条を 一に資す 老町 定 関 カュ 前 地 , ら教 係 域 \mathcal{O} ょ 社 第 第

> 改めるものでございます。 条を加えるように変更いたします。養老町社会教育委員会条例を条ずつ繰り下げ、第二条の次に、次の定数、第三条、任期、第四また、現行の第六条を第八条とし、第三条から第五条までを二

す。 施行日は、平成二十六年四月一日から施行することといたしま

する条例についての提案説明とさせていただきます。 以上で、議案第十五号 養老町社会教育委員条例の一部を改正

〇議長(田中敏弘君) 説明が終わりました。

〇議 題といたします。 消 防団員等公務災害補償条例の 長 (田中敏弘君 次に、 日 程第十 部を改正する条例につい 六、 議案 第十 六 てを 老

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

て御説明をさせていただきます。 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい 一の一長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第十六号

正 する条例について。 議案第十六号 養 老 町 消 防団 員等公務 災害補業 償 条例 \mathcal{O} 部 を 改

紙のように定めるものとする。平成二十六年三月六日提出。養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別

改正の趣旨でございます。

第五十 これ を講 に伴 ずるため 域社会に 号) 関 \mathcal{O} \mathcal{O} おける共生の実現に向けて新たな障害保健福 係 関 法律及び 部が平成二十六年 係 法 律 の整備に 政令の 関 くする 应 部 改 月 正 法 日から施行され が 律 行 (平成二十四 わ れ 常勤 、ます。 年 祉 法律 施策 消

るものでございます。 寸 百三十五号)もあわせて改正されたため、 [員等に係る損害補償の基準を定める政令 本条例の一 (昭和三十一年政令三 部 を改 Ē

要旨でございます。

条第十項の削除により、 するための法律 項に一項繰り上がるものであります。 第九条の二では、 本条中にある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 (平成十七年法律第百二十三号) において、 介護保障の範囲について規定をしております 表記が第五条第十二項から、 第五条第十

ます。 この条例は、 平成二十六年四月一日から施行するものでござい

部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。 以上が、議案第十六号 養老町消防団員等公務災害補償 条例の

〇議長 (田中敏弘君) 説明が終わりました。

〇議長 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 正 する条例についてを議題といたします。 (田中敏弘君) 次に、 日 程第十七、 議案第十七号 部 を改

町 長より提 案理由 の説明を求めます。

部を改正する条例について説明をさせていただきます。 |老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (大橋 ただい ま上 一程を賜りました議案第十 0

に関 する条例の 案第十七号 部 養老町非常勤 を改正する条例に 消 :防団員に係る退職報償金 について。 並の支給

部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。 老町 非常勤 消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 平成二十

> 六年三月六日 出

趣旨でございます。

当の支給について国及び地方公共団体は必要な措置を講ずること が義務づけられました。 消防団員の処遇改善のため、 二十五年十二月十三日に公布 防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 活動の実態に応じた適切な報酬・手 施行されました。 本法律に において、 が

られており、 わせて本条例の改正を行うものでございます。 おける支給額は 団員の階級にあった者については五万六千円、 改正政令では、 て消防団員公務災害補償等共済基金から市町 勤続五年以上 三月上旬に改正政令が公布される予定であります。 退職報償金の支給額が、 一律五万円引き上げられる予定であり、 の消防団員の退職報償金については、 勤続五年以上十年未満 村 その他の への支給額が定め 政令に それにあ 各階級に

ます。 いて規定しており、 この条例は、平成二十六年四月 要旨でございます。 その別表の 第二条において、 部を改めるものでございます。 一日から施行することといたし 退職報償金の支給額につ

とさせていただきます。 金の支給に関する条例の 以上で、 議案第十七号 養老町非常勤消防団員に係る退 部を改正する条例に 0 1 ての 提 案説明 職 報償

〇議長(田中敏弘君) 説明が終わり まし

これより暫時休憩といたします。 開は午後一時といたします。

午前 十一時三十九分 休憩

午後 時 〇〇分 再開

〇議 (田中敏弘君 休憩を解き 再 開 V)

田田 七、 日中敏 案理 弘君 案第二十七号までの の説明を受け、 日 程 + 第十八、 議案は、 **彪括質疑** 議案第十八号 本日 0 4 は 括 か 題 5 日 程

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

〇町長 二十七号 土地の処分について 入れについてまでの十議案を順 (大橋 平成二十六年度養老町農業集落排水事業特別 孝君) (揖斐川 ただい · ま 上 (養老防災拠点整備事業) 次御説 程 を賜 明申し上げ ŋ ました議案第十 ります。 より議案第 \mathcal{O}

点整備事業)。 まず、議案第十八号 土地の処分について(揖斐川養老防災拠

するものとする。平成二十六年三月六日提出。 揖斐川養老防災拠点整備事業のため、別紙のとおり土地を処分

及び財 \Diamond 整備のため、 の事業用地 町 議決を求めるものでございます。 産の取り 養老町大巻地内揖斐川右岸堤に、 さきに取得した事業用地 得又は処分に関する条例第 を処分するの で、 養老町 心のうち、 議 会の議決に付 二条の規定に基づ 揖斐川 国が整備 養老防災 けべ を で行うた 拠 点 約 \mathcal{O}

その内容を御説明申し上げます。

日九・七八平方メートルほか二十一筆。 一、土地の所在地、養老町大巻二ノ割五八六番一。地目、田二

面積は、一万四千六百五十五・三九平方メートル。九・七八平方メートルほか二十一筆。

処分予定価格、一億二千五百六十一万一千七百七十四円

ただきます。
以上で、議案第十八号 土地の処分についての説明とさせてい

本剰余金の処分につい 次に、 議案第十 九 成二十 五. 年 度 養 老 町 上 水 道 事 業会計

取得した資産 埋めるものとする。 負担金を源泉とする資本剰余金四百八万四千二百十五円をもって 価格とみなして減価償却を行うもの 担金の金額に相当 った部分に相当する部分) 平成二十五年度養老 (取得に) する金額を控除した金額 平成二十六年三月六日提出 町上 要した価格 の撤去により発生する損失に 水道事業会計 からその のうち、 0 を帳 うち、 取 減価償却を行わ 得 簿 \mathcal{O} 負担 原価または ために充てた 金をもっ

が Ł 公営企業法の一 を経る必 去等により損失が生じたときに、 の関係法律の整備に関 って直接損失していた従来の処理 地域の自主性及び自立性を高めるため 引き続 要がござい き直 部改正により、 接補填 ま する法律 (相殺) みなし償却に係る資産の (第 -議会の関与なく、 を行うために は 不 次分権一 の改革 可 能となりました。 の推 括 には、 法 資本剰余金を 進を 議会の による地 譲 义 るた 渡 • 議

年度において主に大場平東地内における する損失につい 今回 十五円をも 過去に負担金をもって つって て、 補 負 填するものでござい 担 金 を源泉とする資本剰 取得 た 配 資 ます。 水管 産 \mathcal{O} この撤去に 余 う ち 旨 平 より 成 万 兀 発 +

·第五号)。 次に、議案第二十号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算

つるこころこよる。 平成二十五年度養老町一般会計補正予算(第五号)は、次に定

額を歳入歳出それぞれ百四億 それぞれ二億九千六百八十万三千 金額並びに補正 第二項 入歳出予算の補 歳入歳出予算の補正 後の歳 正 入歳出予 第 条 一千八百六十 算 \mathcal{O} 款項の区分及び当該区分ごと 円 \mathcal{O} 歳 を追 入歳 金 額 は 加 出 九万一 予算の Ļ 第 歳入歳出予 総額 千円とす 表 に歳 歳 ※入歳 入歳 算 H \mathcal{O} 総 出

表 繰越明許費」による。 より、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二繰越明許費、第二条 地方自治法第二百十三条第一項の規定に

予算補正」

による

三表 地方債補正」による。平成二十六年三月六日提出。 地方債の補正、第三条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第

円を追 付事業が実施 模改造工事 主なもの とともに、 るとともに、 を活用し、 十九 今回 臨時 万一千円とするものでございます。 [の補正予算につきましては、 加 また消費税及び地方消費税が八% 福 高田中学校管理棟耐震 (第二期管理・ スマートインターチェンジ建設事業費の増 歳入歳出 補 されるため、 祉 給付 正 後の予算額を歳入歳出そ 金給付 の総額にそ システム構築委託事業を追 事 普通教室 業及び子育て世帯臨時 これぞれ 補強改修 玉 棟及び屋内運 の平成二十五年度補 一億九千六百八 れぞれ百四 工事と東部中学校大規 増税されることに 動 时特例給 場() 加 億 を実施 額 千八 , る の が 村金給 を行う -万三千 正 予算

最初に、十六ページの歳出について御説明申し上げます

万円を減 コピ 額するとともに、 \hat{o} -機リー 管理 費 ス 料及びコピー 目 財 財 産 産 収 管 入が 理費では、 -使用料 六百二十五 電算 0 減 概額に伴 五万八 及び文書印 Ŧ 円 増 兀 百 刷 額 +

なりましたので、財源更正を行うものでございます。

め、 岐阜県市町村 ベント事業に岐阜県清流 八千円を減額しました。 進 方 されることになり、 世事業の バス 同 財源更正を行うも 路 委託 線 **総務管理** 維 振興協会市町村交付 料 持 事業 百 + 費 またケー 方円、 の事業費が確定しましたの \mathcal{O} しのです。 目 そのほ の国地域 企 地方バス路線 画費では、 ・ブル か、 テレ 金二十 振興補助金七百八十万円が 養老改 ビ行政情報番 地 七万三千円を充当 維 域 持事 元一三〇〇年祭プレ づくり推進 で、 地域づ 1組作成 補 事 助 金百 業 「するた くり 事 及 交付 Ű 兀 1 万 推 地

とし、 千七十五万六千円を増額し、 業費が確定しましたので、 なくなる見込みですので、 \mathcal{O} 百 交付事務、 増額に伴い、 また、 また、 十万円をそれぞれ減額し、 基金利子の増額に伴う七十五万六千円を含めて、 目地域! 財 広報等配布交付金につい 政調整基金費では、 積立金三万六千円を増額いたしました。 振 興費では、 報償費百万円、 委託料百八十万円を減 長寿社会福祉基金費では、 また協働の 環境美化地 新たに六千万円を積み立てること て、 まちづくり推進事 世 X 帯数 負担 推 進事 金 が当初予算 額 補 業 助及び交付 いたしました 区 積立金六 基 長 金利子 たより 手当 業 事

では、 三万四千円をそれぞれ増 援基金費で十 次に、 御 :寄附をいただいた分を積立 ふるさと応援基金費及び養老改元一三○○年事業基金費 -九万円、 養老改一 額 いたしまし 元一三〇〇年 金として計 た。 事 業基金費で三百六十 上 ふるさと応

するとともに、 確 定により負 次に、十七ペ 障害者自立 づ き扶 担 助 一金精算 支援給 ージの民 平 費 -成二十四 0 不 付事業の補装具費及び自 \mathcal{O} 足 足込み ため 四年度障 生費の社会福祉 償還 額 害者自立支援 金 千二百 利子 費、 及び 七 +目 割 給 立 社 引料に六 会福 付費等負 万 支援給付 八千円 祉総 八百十八 見担金の を増 費 務 \hat{O} 額

は二百八十七 、特別 茁 \mathcal{O} 万六千円、 補 上 正 伴 ま を減 た、 玉 玉 額 ĺ 民 民 健 健 介 康 康 護保 保 保 険 険 険事業特 特別会計 特 別会計 及び 別 出 介 金 に 出 0 保 いて 険

ては、

三百五十三万円

を

増

額

1

たしま

務費として新たに六百四十一万五千円を計上いたしました。業が実施されることから、給付事業支援システム構築委託料等事税されることに伴い、低所得者対策として臨時福祉給付金給付事また、平成二十六年四月から消費税及び地方消費税が八%へ増

八

十万五千円を

減

額い

たしました。

鶴荘 八万七千円を減額いたしました。 次に、 設費借入金償還相当分補 社会福 祉 費、 目 1老人福 助 祉 金の額の温力では、 \mathcal{O} 特別養 確定に伴 で護老人ホ V, 百] ム白 九 +

良工事 たため、 たしまし 同 じく社会福祉費の を 工事請· 計画 ľ しており 負費として計上していました三百七十万円 **まし** 目地域改善費では、 たが、 玉 の事業採択が 国庫補助 が受けら 事 業とし れ を な 減 7 か 0 額

様に、 たので、 委託事業において広域保育希望者が当初 に 援システム構 次に、 帯臨 消 たしま 費税及び地方 委託料を三百八十万円 民生費の児童福祉 時 築委託料 特例 らした。 給付 等事 金給付 ?消費税増税に伴う中所得者対策 務費として四百四 費 事 業 減 目 が実施 額し、 児 童 福 また臨時福祉給付 さ の見込みより 祉 れるため、 総務費で 十六万四千 は、 給付 減 円 広 1金と同 を 事 て、 域 業支 新 ま 保

たことにより て対象園児 恩児数が 児童福 2当初見 匝 数 温祉費の が補 た児童手当に 百 八 込みを上 + 助 方円 基準 目 児童 に を 0 回 減 満 措 11 りました 額 たない保 置 L, 豊費では、 7 は支給対象人員が当 乳 ので、 児 育 延長保 園 保 育対 0) 不足額五 策 補 育対策 事 莇 業 を 初 + 取 事 -万七千 見 ŋ 業に お 込み いて やめ

> は、 担金を百七十万円 事務費等 より減となる見込みですので七百十一 水 田農業 次 農業振興地域整備 \tilde{O} 構 人ペ 減により農業再 造 改 ージの農 革 減 対 額 策 Ĺ 事業費に 計 林 画 農業振興 基礎資料 生協議会補 水産業費の農 お 作 地 て、 万円 域 助 成 委託 整備 経営所 金 業 及び を減 業務 促 目 進事業費に 農業再生 得 額 に係る入札 安定対策 たし きし 協 議会負 に 伴う 差 て

までは、 阜県農業経 ました。 方法に制度改正されたことにより、 町 また、 が 括して 県 農業近代化資金利 営基 認定農業者に助成を行 町 それぞ 盤 強化 れ認定農家に対し 利 子助成 子補給事 ※補助 二十三万五千円 多金交付 業費に V; 県が 助 成 要 お いて 町 を 綱 に 行 が 対 0 改 は 正され、 を増 てい 本年 補助を行う たも 額 度、 以 \mathcal{O} 前 岐

により町 行 革支援事業費に 11 また、 たしました。 いましたが、 担い 補 助 金 手支援事業費におい において 採 九 択され + 八万二千円を減 は、 な 県補助· か 0 た事 、ては、 事 業分五 業に 額 し、 つ 農業機械購 百三十万三千 いて四件 元気 な農業産 入費等)採択 中 地 \mathcal{O} を 構 減 請 造 減

に れ 業で三百四万八千 \mathcal{O} 就農時 減額 次に、 お いて い には、 たし 担い 期 \mathcal{O} 変更に まし 対 手 象 へ の た 冉 者 伴 及 農 かい び 新 地 農地集積 規就農者確保事 集 補助金を担い 積等推進 面積 事 等 業 業で七 及び 手 \mathcal{O} 変更 \mathcal{O} 新 規就 農地 +並 五万円をそ び 農者確 集 に 新 積 規 推 就 保 事 進 業

う 地 た、 振 でございます。 養老改 補 助 金 六十 元一三〇〇年プ 万 円 が交付されることに П ジ エ クト 事 業に な 岐 阜県清 財 正 流 を行 \mathcal{O} 玉

次に、目土地改良費では、県単土地改良事業費において、本年

子 実施し 点 兀 十六万六千円 た、 た三 件 営湛 0 を減 か 水防 W 除 が 額 事 1 1 た 業 排 水工 し 負 まし 担 金にお 事等 た。 Ō 入札差金 7 置三 八 札 万

ては、 変更によ 共同活動 活動が予定され た、 当 初、 り補助金 事業で一 地 共同活動事業で二十二 水 組織 ておりましたが、 二百三十三万一 農村環境 向上 活動 保 全 千円を減 事 向 本年度新規予定組 業で三組織 組 上 織 活 動 額い 推進 向上活動で たしま 交付金 及び 農 は 事 織 地 業 0 面 退 組 お 積 織 \mathcal{O}

万四 等がふえ、 十 次に、 千円 -八号、 |を増 揚 二十号等による大雨 電 |排水機管理手当等に 額 気料等が増加しまし いたしました。 \mathcal{O} . つ いては、 たの 影響で農業用排 で、 本年九 不足する額の 月に 水機 発生 0 運 L 百 転 た +時 九 間 台

設置件数の減に 足する捕 年 ず業費に 度、 たしました。 次 特にイ |獲報償費等を二百十六 十九ページの お いて百 ノシシ、 ょ り 十六万四千 有 が林業費、 鹿、 害獣防除 猿 白 等 施 万四千円増 \dot{O} を 目 設 捕 増 林 獲数 設置事業補助 額 業 いたしましたが、 振興費では、 外が増加し 額 Ĺ 鳥獣害 金を たことに 有 百 害 防 鳥 万 円 ょ 獣 除 ħ る不 駆 減 施 は 本

事 ま た地 岐 商 千 工費 阜 県 百 域 市 \mathcal{O} 万円を充当するため、 活 商 性 町 村 化 Ι. 推進 振 費 興 対策 補 目 助 商 事 金 工 業に岐 業 振興費では、 財 阜県市 源更正するもの 万円が交付され 町 村 新 振興 工 ネ でご る 協 ル 会 ギ 市 1 い町 忲

画 千二百 良 事 では 0 万円 執 \mathcal{O} 道 行 を減 社 路 額 1会資本 橋梁費、 \mathcal{O} 額い 確定 整備 たし E 伴 目 まし 総 1 道 合 七 路 た。 交付 百 橋 万円を減 梁維持費では、 またス 金事 業 0 7 額 執 \vdash 行 額 目 イ \mathcal{O} 道 タ 確 路 長 橋

> ことに伴 エンジ となり ŧ 建 す 設 が 事 千 業 百 12 万 口 お 円 \mathcal{O} 1 .が増 玉 て は、 \mathcal{O} 亚 額となり 成二十 執 行 額 Ŧī. 0 差 年 確 度 定 引 補 に きで千一 正 ょ 予 n 算 九 を 百 活 万 用 円 万 円 す 0 減

増

いたし

ま

た。

揖斐川養老防災拠点用 次に、 千円の 二十ペー 財 源 更正 ジの を行うもの 地を国 土 木費 \mathcal{O} でござい 処分することに 河 ĴΪ 費、 ます。 目 防 災 伴 拠 点事 業費 五. 百 四 で +

減 業で小型動力ポンプ購 百三十四万六千 事業で消 次に、 額いたし 消防 まし 防 救 費 Ė, た。 急デジタル \mathcal{O} 消 目 防 入費の 非常 費 備消防 無線 目常備消防 入札差額二十六万二千円をそ 実 の費では、 施設 費では、 計 料 非 等 常 \mathcal{O} 備 委 消 機 託 防 械 料 施 器具 \mathcal{O} 入 れぞ 札 購 維 入 差 事 額

ため六十六万五千円を計 を行うものでございま 振興協会市町村交付金三百 1 また、 て平成二十五年末でサービス 防 災費では、 現在 上 į 兀 使用 十三万円を充当す が また災害 一中の 終了と 災害時用 1対策事 な り、 機 器 るた 業 衛星携帯電 穴で岐阜 \mathcal{O} 更 桌 新 財 を行 市 源 話 更 町 に 村

円 室事業において臨 を減 額 教育費の教育総務 1 たし ま した。 時 職 員 \mathcal{O} 費、 勤 務 時 目 事 間 務 を 局費では、 精 査 Ļ 賃 金三百 留守家 八 庭 児 + 童 万

は、 が 生じまし $\overline{+}$ ギ 学校 臨時 <u>~</u> 札 対 職員 1 情 た 応給 差 額 報 \mathcal{O} ジ 賃金に 化 で 食 \mathcal{O} 調理 百 推 五. 小 五. 進 百 学 おい + 事 五. 員 校 二万円 業に 費、 十三万二千円 及び特別支援教育支援員に て、 お 目 \mathcal{O} 当 学 校管 初予算で見込 減 て、 額 を を 理 小 学 減 費 たし 校 額 で は んで ま ソ 目教育 コ 小 学校管 おり お 教 振 7 ま 興 不 理 器 費 た 用 事

中 学 校 費 0 目 学 校管理 一費で は 中 学校管 理事 務 事 業 \mathcal{O}

千 時 茁 額 金で小学校費と同 照用費に お 様 て、 な 理 電 由 気料、 に より 水 不 道料 用 額 \mathcal{O} 百 使 用 兀 + が 九 万一

不足見込み額百五万五千円を増額いたしました。

兀 度 中学校大規模改造工 補正 百 ま った、 万円 を実施するため、 予算 |を計 中 がを活用さ -学 校 上いたしまし 校 舎等 事 委託料五 高 施 同田中学 (第二期 設 た 整備事業 |校管理: 百 管理 兀 + 12 棟 万 お 普 Ĥ, 耐震補強 通 て、 教 工 室棟及び 事 玉 改 請 \mathcal{O} 修 平 負費一 Í 成 二十 屋 事 غ 運 東 八 五. 千

なり 年 事 に 処 経 7 は、 引き 理、 年に 建 高 楽の ŧ る耐震性 田 ょ 中学校管理 昭 和 6り劣化 昇 和 き大規模改造 室の改装を行 降 五. 十五 能 П を賄 が著しい空調設 昭 年に 棟 うため 和五十八 \mathcal{O} 建築され います。 工事 Ι. 事 シスリ Ō 内 第 年 容 東 建 た 備 ッ は、 期工 1 築 管 部 \mathcal{O} 取りかれ 0 理 中学校に 耐 事でござい 屋 震 かえ及び 普 内 診 /所設置 通教室 運 断 動 0 \mathcal{O} 場 きまして 結 一棟と昭 ・ます。 外壁の \mathcal{O} 果 L 大規 ま ょ ず。 5 9 , 模 今 和 は ラ 不 改 五 口 ま 十六 昨 ッ た、 造 \mathcal{O} 足 工 年

千円を増 円 お 策定委 次 額 託 臨 幼 額 たしま 業務 稚園 職 また委 及び 員 費 した。 \hat{O} \mathcal{O} 実 ク 目 / ラス 施 託 幼 設 料 稚 につきまして 担 計 園 管理 任 委 託 一名増員: 一費で 業 務 は \mathcal{O} 入は、 分 幼 の 不足賃金六 差金 養 稚園 北 百三十 管理 幼 稚 事 遠 + 務 九 \mathcal{O} 万二千 事 耐 震補 万 業 Ŧi.

で 町 事 庫 文化財 が、 業に 改修 二十二ページの 遺 お Ī. 産 事 保護事業におい 情 ては \mathcal{O} 報 入札 額 \mathcal{O} 等で 記 重 差額 点 録 委託 教育 分 野 三百 登 · て養 料 雇 費 録 三十 用 0 老 百 創 社 公 方円 町中央公民 開 + 出 会教 事 万 事 業に]を減額 Ŧī. 業 育 補 費、 千円を減 0 助 金等を活 館管理人室 目 社会教 7 は 額 文 化 補 用 育 助 文 総 金 7 化 \mathcal{O} お 力

> 百 決定 七十八万 額 が二 百 円 七 + 減 額 万 九 たし 千円で ま L たの で、 初 予 差 額

入札差額 公民 ま /館屋 根 二百三十万円を 改 公 修 民 工 館 費で 事 لح は、 日 吉 減 公民 額 地 区 一公民館 たし 館 ま 集 維 会室 持管 理 費に 調 設 備 お て、 多

六十九万六千円を 五万八千円 業費の 次に、 次に、 分担 金及び + - ~ 減 公債費の公債費では、 額に 増 負 額 伴 担] -ジの歳1 V, 減 金 か分担な 利 額 農業費分担 11 子を三百八 泛人に たしまし 金 0 利率の 目 1 した。 十七七 農林 て御 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 水 説 万二千円 変更等に 県 単 産 明 業費 を申 土 地 し上 分担 改 減 伴 良事業分 額 V) 金で ます。 たし 元 は、 金 まし を 実 九

会福. ざ 計 金 百 百 \mathcal{O} 基盤安定負担金で二十七 金 自 会福祉費負 四十 次に、 減 いますが百四 で広域保育委 立支援給付 次 十五 付事務 に、 祉 少により たし 費補 万五 万円(補助 玉 玉 まし 費補 庫 担 庫 費負担 支出 千 を 支 兀 金 金 た。 助 円 減 で、 出 百 +託 で、 -九万円、 金 額 金 九十六万七千円をそれ \mathcal{O} 金 児 障 L 地 \mathcal{O} 減 金 \mathcal{O} 方改 玉 を三百七十四 害者自立支援 童 額 玉]庫補助· に伴 て四 福 臨 万三千円、 庫 善施設 負担 保険基盤安定負担 祉 時 百四 費補 V 福 金、 、保育 祉 金 + 助 - 六万四 万円 給付 金で 備 児童手当負 付 目 所 目 金 費 民 運 民 生費国 ぞれ 営費 子 給 が 増 事 生 千円 <u>・</u>育て 費国 付 未 額 業 事 採 減 金 負 \mathcal{O} をそれぞ 世 務 択 庫 額 担金では支給 で 担 増 庫 とな 帯 補 補 は国民健 金、 児 加 負 たし 童福祉 により 臨 助 助 金で 金と 金で 時 まし た 域 ため、 康 分でご 費負 例 障 新 L は、 て六 人員 保 給 社 担 社

建 事業で て、 目 は 土 玉 木 千 費 \mathcal{O} 百 補 玉 万 正 庫 円 予 補 算を が 助 金に 増 活用 額と お なり L 11 たス て は、 ま 7 たが、 社 会資 \vdash イ 本整備 ·業費 ター 0 チ 総 合交付 額

七 千七百七十七万一千 茁]を減額 いたしまし 甴 が 減 額 とな ŋ 差 L 引きで六百 七 +

修工 千四百二十二万八千円 上いたしまし 次 |事分で五百五十七万 施設環境改善交付 教育費国庫 補 一千円、 金とし 助 合計で七千九百七十九万九千円 金に て、 お 東 V 部中学校大規模改造 高 7 は、 田中学校管理 玉 \mathcal{O} 補 正 予算 棟 耐 [を新 工 を 事 で七 強 用 改

児童手当負担金で百六 盤安定負担金で、 所運営費負担 給付費負担金 次に、 社会福: +=== 祉 費負担 金、 百八十七万円を ージの 広域分でございますが七十四万五千八十七万円を増額し、児童福祉費負担 国民健康保険基盤安定負担 金 泉支 万二千円をそれぞれ減額い 玉 出 庫 金 負 \mathcal{O} ·県負担· 担金と同様/ 担 金 様に、 金百八十八万四 目 民 障害者 生費県 たし まし 岜 金 自 負 た。 立 担 険基 支援 千 金 円

円を減 流 地 次に、 計 0 方バス路線 国 [地域振興補助金が交付されますの 額 県補助・ たしました。 養老改元 維持費補 金、 目総務費県 一三〇〇年 助金につ V 補 〒祭プレ ては事業費 助金では、 イベ で、 ント事業に 七 総務管理費補助 0 確定に伴い 百八十万円 岐 を 阜 + 新 九 金 清 万

額となる見込みである低年 長保育促 民生費県補 進 事業補助金三百二十二万四千 助 金で - 齢児 は 保 児 育 対 童 策 福 事業 祉 費補助 補助 -円をそ 金六十 金で事 れぞ 五 業 万四 費 れ 減 が 千

目労働 確定に伴い三百 補 助金で 五. 万円 は を 減 重 **盂**分 額 ĺ١ たしまし 野 雇 用創 出事 業 助 金

な農業産 地 構 造改革支援事業 金 水産 で県単十 **座業費県** 地 改 補 補 良 助 事業 助 金 金 で は 補 兀 百 助 金六十 八 実 万円、 施事 業 経営所 費の 万一 千 減 得 岜 額 安 定 12 元気 ょ

> 三百四 助 を新たに計 れ 金三十 額 務 万八 費補 八 万四千 上い 新たな 千 助 円、 金 七十 たしまし 円 制 度とな 規 万 就 円 岐阜県 農者 た 担 0 た農業 確 1 保 手 清 事 流 経 業 0 \mathcal{O} 営 補 農 玉 基 地 地 助 盤 域 金 強 積 振 化 補 五. 推 助金六 万円 進 事 利 子 業 + 助 補 万 成 れ 助 補

いたしました。 市 町村振 次に、 興 目 I 商 工 (補助 一費県補 金 が 交 付 助金では、 されます Ó 新工 で、 ネ 百二十 ル ギ] 万円 対 策 を 事 新た 業に 岐 計 阜

それぞれ七十五 金 では、 次に、 財 政 調 整基 ージ 万六千円と三万六千円を増 \mathcal{O} 金 及び 財 産 長寿社会福 収 入の 財 産 祉 運 基 用 額 金 収 入 \mathcal{O} たしまし 利 子 目 \mathcal{O} 利 確定に 子及 び 伴 配

売払収入で一千百七十 同じく財産収 入の 財 兀 産 万九千円 売払収入、 を 目 増 不動 額 11 たしま 産売払収入で 土 地

八千円、 十三万四千 算で計上して して御寄附 金及びふるさと納 十二万円との 附金として 内訳とし 億二千五百六十一万一千七百七十四 寄附 揖 一円と十 斐川 まし をいただきました三百六十四 あ 御 金 差 養老防 寄附を 額五 りましたそれぞれ $\overline{\mathcal{O}}$ て は、 税寄附 九 寄 万 附 百 四十 円 いただきました二 金 災 船 2拠点の 附地内 金で、 を増額い 目総務費寄附 九万一千七百 養老改 土地 0 たし 土地売払い収入で六百二十 一万円を控除 売払 まし 元 一十万円 万四千 一三〇〇年事業寄附 金では、 七十四円でござい 円と予算計上 収入については、 岜 に 5 地域振 た ふるさと納税 金 て、 額 興 養寄 ます。 億二 金と 初 収入 百 五.

たし 政 兀 まし 調 整] た 基 ジ \mathcal{O} 金 \mathcal{O} 繰 入金 繰 ŋ 入れを取り の基金繰入 やめ 金、 る 目 ため 財 政 調整基 千 金 万 繰

諸 収 入 0 雑 入、 目 雑 入で は、 岐 阜 県 市 町 村 振 興 、協会市

十七 が 六百六十七 万三千円 訳としましては ジャンボ宝くじ収益金の配当分千四百四十三万円でござ 万三千円と確 今年度も引き続き交付されることとなり オ 確定しま - タムジャンボ宝くじ収益金配分 らしたの で、 当初予算との (まし 金 差 額 た 額

万九千円であったため、 業団 た、 [体である当委員会 養老町文化遺産情報実行委員会返戻金につい 六百七· \mathcal{O} 国庫 補助 + 八 金の交付決定額が二百七 万一千円を減額い ては、 た ま 補 +

として三百十二万円を新たに計上いたしました。 が さらに、 発注した用地測量委託業務 ス 7 トイ ンター チ のうち エ ンジ用 0) N E X C 地 取得業務受託金とし Ŏ 中日 L本負担: て

業が 対策特別事業債では起債 プ購入事 百二十万円を減額し、 ったため借り入れを取りやめることとし、 水防除事業債についても、 次に、 減 、額となったため七百万円を、 十五. 業が 減額とな ページの 目土木債では、 町 ったため 債 額が四十万円と少額なため、 事 \mathcal{O} 事業費の 町 Ŧī. 債 +減額により起債額が 万円をそれぞれ減 目 目農業債では、 社会資本整備総合交付金事 消防債では、 それぞれ四十万円 小型動 県 また県 常基 額 少 11 力ポ たし 額 /党湛 排 ŧ 水

七 工 事分として一億八千五百万円 二十六万 大規模改造工事分として二千万円、 教育債 業債 九千円を充てるも を新たに計上し、 では 中学校債で $\tilde{\mathcal{O}}$ 財 0 源調整 でございます。 合計二億五百万円の学 高 田中学校管理 として繰 東部中学校大規 生棟耐震: 越 虚金で三 校 施 模 改修 改

次に、六ページの「第二表 繰越明許費」では、障害者自立士

うものでございま が 建 子育て世 一設事業、 完了しない 帯臨 業 中学 ため、 時 臨 校 特 時 例給 校舎等施設整備事 福 翌 祉 年度に繰り 付 給 金給付事 付 金給付事 業、 越すため 業に 業、 ス つい 子ども・子育て支援事 7 繰越 て、 \vdash 明許費の設定を行 1 本年 ンターチ - 度内に事業

います。 二万円、 事業七百五十三万五 臨 百四十五万四千円、 時福祉給付金給付事業六百四十万五千円、 金額については、 中学校校舎等施設整備事 障害者自立支援給付事業四 千円、 スマートイン 子育て世帯臨時 ターチ 業 一億八千 ェンジ建設事業三 特例給付金給付 子ども・子育て支援 九百四十万円 百 七十二 万 千二十 でござ 千 円

力ポンプ購入事業債 円減額し、 百二十万円については借り入れを取りやめることとし、 県営基幹排 入限度額を二百三十万円に変更するもの の土木債の社会資本整備総合交付金事業債の借入限度額を七百万 \mathcal{O} 学校施設 次に、 七ペ 補正 水対策特別事業債四十万円及び県営湛 環 境 1 ジの 後 、改善事業債二億五百万円を追加 の借入限度額を三千百万円に、 の借入限度額を五十 第 三表 地方債補 Ē でございます。 万円減額 では、 消防債の 水防除事業債五 また農 新たに 補 八ペー 正 **鮮**債 教育 小 後 型 \mathcal{O}

算(第五号)についての提案説明とさせていただきます。 以上で、議案第二十号 平成二十五年度養老町一般会計補正予

保険特別会計補正予算(第三号)。 続きまして、議案第二十一号 平成二十五年度養老町国民健康

5) は、次に定めるところによる。平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第三

一千八百六十八万六千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出そ歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ

れぞれ三十六億九千九百五十三万一千 円とす Ź

補 Ë 補 による。 正 後 の歳 平成二十 子 算の 入歳出 補 六 予 正 (年三月· 算 \mathcal{O} 0 款 金 項 六旦! 額 \mathcal{O} は 区 分及び当該区分ごと 第 表

最初に、 ページの歳出につい 7 御説 明申し上げ

で百二十五 額療養費で一千二百二十六万九千 険者等療養給付費で七百八万円、 払い見込み額を算出 十六年一月までの当年度の支払い するもので、 次に、 総務費の総務管理費 タシステムの変更に伴い、 保険給付費につい 万四千円をそれぞれ 委託料として九十九 不足が見込ま 目 ては 一般管理費につきましては、 増 増 町 刊 円、 い平均額を算出し、二月増加傾向にありますので 目 額いたしました。 万八千円を計上いたしま \mathcal{O} 高額療養費の一 システムをバージョ 退職被保険者等 れる目療養諸費の 二月 般被保 で、 高 額 以 退 療 険 アップ 0 降 者高 げの支 被保 成二 玉

正 を行うものでございます。 ま 玉 ・県支出金等の 交付 額 \mathcal{O} 決定に 伴い、 それぞれ 財 源

を増額いたしました。 支払い見込み額 九ページの保険給付費の葬祭諸費、 を算出 不 足が見込まれる額二十 目葬祭費につ きま 五. 万円

正を行うものでございます。 つきましては、 後期 高 齢者支援金等、 納付 金 · 支援 金前 額期 の確 高 齢 唯定によりそれぞ2町者納付金等、介護 介護 れ 財 納 源 付 更金

る三百三十六万 成二十五年十二月でこの 次に、十ページの保健事業費の 八千円 減 事 額い 業が完了しておりますの た 特定 L 加算金、 健康診査等事業費で 不 は、 -用とな 亚

·成二十四年度療養給付 支出 金 償還金及び 費負担金の精算により 還 付 目償還金に 玉 0 き \mathcal{O} ま 返

> が 生じまし 六ペー たので、 - ジの歳 千二十万三千円を追 入につい · て御 説 明 申 加 L するものでござい 上

国庫補品 交付金で百三十六万六千円をそれぞれ増額 交付金で七百八十八万四千円、 金 の国 助金、 庫負 つきまし 目 担 財 金 ては、 政調整交付金で百三十二万五 目 療養給付費負 保険給付費の 県支出金の県 担 金 歳 で 出 兀 \mathcal{O} たしました。 補 百 増 助 千 七 加 屯 + に伴 金 万二 財 給付 千 政 玉 円 支

出

は、 万五千円については繰越金で充当するもの 差額二百八十 次に、 玉 七ペー 県支出· 七万六千円を減額 - ジの繰 金 一の交付額が決定したことによ 入金の他会計 E繰入金、 不 足する財 でございま 目一 ŋ 源 般会計! 千六百一 当初予: 八人金で 算との

だきます。 業会計補正予 特別会計補正予算 以上が、 続きまして、 議案第二十一号 算 議案第二十二号 (第二号) (第三号) につい につ 平 成二十五年度養老町国民 平 V て、 成二十五年度養老町 ての提案説明でござい その 概要を説明させてい 上 一水道事 ます。 康

額し、補正後の 今回の補正予算につきましては、 、ます。 予 算 額 を四 億 千 匹 百 収 兀 益 的 十 万三千円 支出を三百四 改 8 +るも 万 円

四十八万二千円 予算額を三 資 本的 億二百二万円に改め に 収 入を 資 本的. 億円減 支出を九千 額 いるもの Ļ 七 補 でござい 十八万円 正 後 \mathcal{O} 予 減 額 を五 千 補 九 正 後百

減 及び給水費に まず、 いたし 金が 九ペー まし 子 測 た。 より お ジの収益的支出につ きまして、 低 抑 えら 昨 年 れたため、 ・度改良し きましては、 動 ました第四ポン 力費を三百四 営業費 万 目

資 本的 的収入に つきましては建 設 改 良 費 0 減 額 伴 企

億円減額いたしました。業債を借り入れする必要がなくなりましたので、水道事業債を一

た。 越、 り委託料と工事請負費を合わせて五千五 としたため工事請負費を三千 金が交付される見込みとなり、 、担金工事件数が当初予測より少なかったこと及び入札差額 高 目配水設備改良費で、 目配水設 田 地 内にて実施する予定でしたが、 十ページの 拡張費で、 当初耐震管の布設がえ工事を石 資本的 工 四百八十八万四千円 一法変更による工事費の 今年度は安 支出 に 実施せず 百八十九万六千円 つきましては、 二十六年度に国 来年度 減額 減 少と受益 たし 行うこと を \mathcal{O} 畑 ま 補 改

ては一 消費税及び地方消費税資本的収支調整額につきまして 千二百五十三万八千円に、 する額につきましては、二 万二千円から千二百八十六万一千円となります。 億七千四百八十万円から一億八千八百三十四 補正により、 資本的 当年度分損益勘定留保資金に |億三千三百三十一万八千円か 収 入額が資本的支出額に 万一 ·6 千 千 · つ 対 きまし 七百 円に、 L 一億四 不

計補正予算(第二号)の提案説明でございます。 以上が、議案第二十二号 平成二十五年度養老町上水道事業会

·業特別会計補正予算(第三号)。 続きまして、議案第二十三号 平成二十五年度養老町介護保険

?) は、次に定めるところによる。 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三

出それぞれ八百 《入歳出 出それぞれ二十三 予算 の補 十四万五千円 正 億 第 二千百十 一条 を 減 四万七千円とする。 額 歳 Ů, 入歳 歳 出 八人歳出 予算の 予算 総 額 が \mathcal{O} 総 額 歳 を歳

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの

算補 びに 正 に 補 による。 正 後 の歳 成二十六年三月六日提 入歳出予算の 金 額 は、 第 表 入

出

収初に、歳出の説明をさせていただきます。

費では、 しては、 年度内の事業完了が見込まれておりますが、 備目標とした三施 兀 事 事業実施応募事業者がなかったため、 対応型通所介護 料として四十九万六千円を計上し、 まず、 十万円をそれぞれ減 業二千九百五十万円、 第五 九ペー 経常事務 期 ジの 施 介護保険事業計画 設、 設 事業で介護報酬改定等に伴うシステム 総 のうち小規模特養については事業者が 額いたしまし 小規模多機能型居宅介護 務費の総務管理 施設開設準備経 の中で地域密着型サ た。 同じく総務費の特別対 介護基盤緊急整備 費助 目一 成 他 特別対策事 施 般 設) 管 施設 理 一費に ĺ に つい 改 ビ (認知症 業 決定し、 别 ス お ては \mathcal{O} 対 き 五. 整

ての補正額は二千六百二十 向に基づきまして二十三万二千円を増 高額介護サービス等費、 数料では、 万七千円を増額し、 費で千五百三十八万六千 づきまして、 また、 保険給付費に 介護サービス給付費の増額に伴い七万四千 居宅介護サービス給付費、 十ページのサービス給付諸 つきましては、 岜 目 高額 五万九千円を 施設介護サー 介 護サ 本 額 1 増 ビス費では、 目居宅介護サー 年度の給付費の Ļ 額 ビス給付費で千 保険給 たし 付費全 ます。 目審查支払手 本年 白 を 動 ピ こス給付 一体とし -度の動 増 Ħ. 向 類し 十六 に

次に、歳入の説明をさせていただきます。

ジ 助国 金交付 の県支出 担 目 保険給: 調 金 金の 整 交付 目 目 県負担 1介護給: 介 付費の補正に伴いまして六ペ 護給 金 で 金 付費交付金で七百 百 付費負担 + 目 介護給付費負担金で三百八十 万三千円、 金で四百七十二万三千 六十 支払基金交付 ージ 万五千円、 \mathcal{O} 玉 岜 庫 支 一万 玉 出 ر ا 支払 庫 補の

円をそれぞれ増額いたしました。繰入金の他会計繰入金、目介護給付費繰入金で三百二十八万二千

では、 特別対策事業の減額に伴い、 て事業費の二分の一である二十四万八千円を計上い 補助金では、 十万円を減額いたしました。 ま た、 介護基盤緊急整備特別対策事業及び施設開設準備 六ペー 七ページの県支出金の県補助金、 介護報酬改定等に伴うシステム改修事 ジの国庫支出 金の そ れぞれ二千 玉 庫 補 助 九百五 目特別対策事業交付 金 目 一十万円と五 介護保険 業補 たしました。 経 助 費助 百 兀 成

務事業の補正に伴い、二十四万八千円を増額いたしました。また、繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、経常事

充てるものでございます。 また、繰越金で歳入全体で不足する財源五百五十一万六千円を

特別会計補正予算(第三号)の提案説明でございます。以上が、議案第二十三号(平成二十五年度養老町介護保険事業)

特別会計の繰入れについて御説明させていただきます。 続きまして、議案第二十四号 平成二十六年度養老町簡易水道

へれについて。一議案第二十四号 平成二十六年度養老町簡易水道特別会計の繰

平 成 六年度養老町 六月 地 方財 二十六年度養老町簡易水道特別会計 提出 政法 昭昭 般 会計から繰入れるものとする。 和二十三年法律 第百九号) は 次の 第六条の規定に 平成二十六年三 ع こおり平 -成二十 より、

記一、繰入額、二十三万四千円。

一、繰入れの理由、簡易水道施設整備事業実施のため。

二十六年度養老町簡易水道特別会計予算で歳入歳出それぞれ千六簡易水道特別会計につきましては、今回、議案第三十号の平成一・終プれの野目・簡易ス説が言藝術写賞写施のため

ざいます。するために二十三万四千円を一般会計から繰り入れするものでごするために二十三万四千円を一般会計から繰り入れするものでご百八十万円を計上しておりますが、簡易水道施設整備事業を実施

会計の繰入れにつ 以上が、 案第二十 いての提案説明でござい · 四 号 平 成二十六年 - 度養老 ま 町 簡 易 水 道 特 别

1。 業センター特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきま、続きまして、議案第二十五号 平成二十六年度養老町立食肉事

別会計の繰入れについて。 議案第二十五号 平成二十六年度養老町立食肉事業センター特

二十六年三月六日提出。り平成二十六年度養老町一般会計から繰入れるものとする。平成平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計は、次のとお平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計は、次のとお地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条の規定により、

記一、繰入額、四千百六十万円。

般会計から繰り入れするも 食肉事業センター 号の平成二十六年度養老町立食肉事業センター 入歳出それぞれ一億七千五百二十万円を計 食肉事業センター特別会計につきましては、 繰入れの 理 电 管理事業を実施するため、 食肉事業セン のでござい ター ます。 管理事業実施の 兀 上 今回、 千 しておりますが、 特別会計予算で 百 六十万] 議案第三十 円

以上が、議案第二十五号。平成二十六年度養老町立食肉事業セデューを発売しています。

道事業特別会計の繰入れについて御説明させていただきます。 続きまして、議案第二十六号 平成二十六年度養老町公共下水ンター特別会計の繰入れについての説明でございます。

計の繰入れについて。 議案第二十六号 平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会

六年三月六日提出 成二十六年度 二十六年度養老町公共下水道事業特別会計は、 政 養老町 (昭和二十三年法律第百九号) 般会計から繰入れるものとする。 第六条の規定により、 次のとおり平 平成二十

繰入額、 、二億三千三百三十三万

繰入れの理由、 公共下水道整備事業実施のため

計から繰り入れるものでございます。 出それぞれ三億四千三百三十万円を計上しておりますが、 号の平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計予算で歳 水道整備事業を実施するため、二億三千三百三十三万円 公共下水道事業特別会計につきましては、 今回、 議案第三十四 を一 公共下 般会 入歳

業特別会計の繰入れについての提案説明でございます。 以上が、議案第二十六号 平成二十六年度養老町公共下 水道

業特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。 次に、 議案第二十七号 平成二十六年度養老町農業集落 排 水 别

平成二十六年度養老町一般会計から繰入れるものとす平成二十六年度養老町農業集落排水事業特別会計は、 十六年三月六日 方財政法 (昭和二十三年法律第百九号) 出 第六条の規定により、 は、 次の る。 とおり 亚 成二

会計の繰入れについて。

議案第二十七号

平成二十六年度養老町農業集落排水事

業

特

繰入額、二千百十一 万 五 千円

繰入れの理 由 農業集落排水事業実施 のため

落排水事業を実施するために二千百十一 入歳出それぞれ二千九百七十万円を計上しておりますが、 平 成 二十六年度 水事業特別会計につきましては、 及養老町 農業集落排 万五千円を一 水事業特別会計 今回、 般会計 議案第 予算で歳 農業集 カゝ

り入れるものでございま

案第 の繰入れについて 上をもちまして、 平成二十六年度養老町 の提案説明とさせてい 議案第十八号 農 業集 ただきます。 地 の処分につい 落 排 水事 7 カコ 5

(田中敏弘君) 説明が終わりまし

ただいまより、 総括質疑を行います。

とにその常任委員会へ ようお願いします。 では所属外で総括的、 なお、これらの議案は、 付 あ るい 託し、 各常任委員会が所管する事項の は大綱的な質疑にとどめていただく 審査したいと思いますので、

質疑はありません か。

、挙手する者あ

(田中敏弘君) 番 中村辰夫君

〇十一番 も国 それはそれでいいんですが、 では一部七百万の 少なくともやはり二十五年度の国の のような進捗状況であるかということを説明してもらいたいのと スマートインター きな補正をされます。 いてはスマー も、またことしの新年度予算の中にも入ってくると思いますが トイン その辺 かなり から二千五 (中村辰夫君) ター /前から| よろしくお願いします。 のところをもう少し具体 な トインターという説明が \mathcal{O} 百万か三千万かついてきておりますが、 か、 減 玉 の関係、これは新たに二十五年度の補正予算で 額 の予算もついてきて 学校関係というふうに伺 例 という話も出ております えば橋梁補 般会計の 今、 補正 的 修 番目玉という 補正で、 12 0 あ 説明し 関係 おり りましたんです で来たもの 今回、二億という大 0 ま が、 す。 て 七百万の現 っております いただきたいと この その は別に置 現状、ど 減 辺 額に スマ *今*回 聞で 7

〇議長(田中敏弘君) 伊藤建設課長、答弁

へ (1) (1) の産業建設部建設課長(伊藤博文君) 中村議員の御質問にお答え

今回、 千二百 円の事業費ベースで申請を新たにこの時点でしておりますの ます。 ります。これが、その 予算的に今の削られた分もありますので、それの設計に充ててお 万九 務及び物件補 た。これがございましたので、 したので、大体二千三百万円の事業として進めていた分でござい ましては、 で町の負担分もこれにございます。 \mathcal{O} に二十五年度事業を進 九 付金を一応受けておりますので、 この 詳 一百万円受けられなかったことになっております。 スマートインターに i残った分の測量業務等に充てて、 細設計業務、 千円を計 りせてい それが、 ふえた分につきましては 業費を今回 万円の、 先ほど説明がありましたように、この事業費、 アクセス道路の詳細設計、これは全部ではない 賞業務、 ただいております。 上してありましたが、 国の二十五 前 これはNEXCOが行 九百 補 正させていただいてという状況でござい それから先ほど 今の めた中で、 万円減った分と今回ふえた分で一千二百万 つきましては、 |年度の補正が二月六日付にござい 九 百万円事業費として削られておりま 養老町といたしましては二千 スマー 二十五年度になりまして採 実際にはまずスマートイ これと、 玉 申 当 繰 庫補助を、 り越しというようなこと 1 初予算として三千一 しましたア いましたんですが、 -インター それから町とい 社会資本整 それ ク \mathcal{O} 差し引き一 セ 用 ス 地 、ですが、 道 それ 、ます。 、まし たし ター 百三 で、 百 実 万

橋梁の れ ñ 長寿命 ・ます から、 Ó 先 のほうでも同じように ほどのもう一点 その分で七百万円 \mathcal{O} 七 減 百 万円 額 玉 のほうから採択が 1の減 実績に合わせて今回 額につきましては 減 額さ

額したという状況になっております。

区の委員会も最近協議会として新たに したが、そ 状 町としては、そこを窓口としてこれから進めていくというような 直 にいろいろ当 況にあるということで御報告させてい 接の方に、 状況については、 $\bar{\mathcal{O}}$ 用 「たっております。 ほ 地等 カュ 地 の説明交渉も行っ 区 の業務とい 私自身 は委託業務のことを今お答えし 特 たしまして、 <u>\f</u> て 用 ただきます。 ち上がっており 地 おります 補 償等をお まず関係 それ 願)ます から \mathcal{O} ます ほう 地

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(田中敏弘君) 中村辰夫君。

〇十一番 橋爪大橋をつくるというようなことも伺 えますが、 うような話をちょっと 意味では、 町としても恥をかく部分だと思い れてしまい パンクという言葉遣いはちょっと質問ではまずいんですけど、 ちょっと話したかしれませんけど、 らうということが一番 んな話がちまたで出て 工 でございますが、とにかく地元の皆様に 額されたという しておきます を取りつけていただきたいということをひとつ大きく、 もうできませんでした、 行政の皆様が頑張っておってい (中村辰夫君 何が ます V まひとつ頑張ってやっ Ĺ かというような話では、これは 何でもでもスマー 話ですが、 先 前に聞 先決であると思い おりまして、 ほど橋梁の スマートイン これは実は スマ 1 たような気がし 部分で七百 1 ます] てい F 国の予算が ただけると 地元の関係もあるということ インター ター Ĺ インター ただか 何か入札をしなんだとい ますが、 少しでも早く納得 っておりま に な 万円、 を 一 お つきましては ます 県 非常に大きな養老 もうパンクです ついておって、 ないと、 いうこともう その辺は今の 刻も早く工 \mathcal{O} ほうの が、 国の す。 その ほうから そう 先ほども 強く要 応援で しても 事 1 流 わ

というようなことがあったような言い方で今答弁いただきました ことが、 間 震関係の 違っておれば、 が 11 間違えて聞き及んだかもし たいんですが、 その辺を再度詳しく御説明願います。 玉 補修で七百万浮いたんではないかなと思ってい lから、 いや、もうおまえのところはやらんでも また御答弁願いたいと思いますけど、 なぜ橋梁の関係で補修を、 ħ ま せ λ 0 で、 これは恐らくは まー 度お答えを そういう ますけど、 いよ

〇議長 (田中敏弘君) 伊藤建設課長、 自席で答弁。

〇産業建設部建設課長 (伊藤博文君) お答えします。

よとい それについては今行っているというような形、 かにございまして、 事業費が先ほども申しましたように、入札にかける前に、 な したところ、そういうような不調になったというような経 自体といたしましては、 最 いうような形になる。国の予算自体は、 初の入札は不調になっております。 橋梁長寿命化の工事につきましては、 というような御理解 うのは出す前に決まっておりまして、 部発注内容を見直して再度入札した結 国の内示というか、これだけの予算です で お 願い いたしたいと思い ただし、 入札の不調云々に 議員がおっしゃるように その事業によって出 それはあくまでも 事業をしましたと 、ます。 事業費 温緯は確 は関

[挙手する者あり]

(田中敏弘君) 中 -村辰夫君

〇十一番 を再度答弁お願いします。 る補修であるかに、前、 いうことでございますが、 (中村辰夫君) それはもう耐震やら その耐震の関係 今、 当 \mathcal{O} 初 ところでこの橋梁の補修、 不調になったとい かい なくても 橋 梁 はどこの場所をやったか つ カン 1 の予算のときに 1 のかどうかということ う事実 耐震 ŧ は 伺 あ たという 及に関す つてお

田田 中敏 (弘君) 伊藤建設課長、

〇産業建設部建設課長 たと思いますけど、 今回工事として出しております。 皆さん御存じですかね。 に広域農道が走っております。 ません、 私の 頭 の中 旧十三箇村排水路に \mathcal{O} (伊藤博文君) 地図で申し上げ あそこに、 あの広域農道 あれは旧十三箇村排水路だっ ますと、 場 かかっておる橋梁の分を 所につきましては、 の牧塗装とか ごみ処理 場 いうの 南側 済

いう今の考えでございます。 た工事内容につきましては、 それで、先ほど言った不調がございまして、 新年 - 度の ほうで対応していきたい 部内容を見 直

〇議長(田中敏弘君) ほ かに質疑はあ ŋ ませ W か。

、挙手する者あ

〇議 (田中敏弘君) 九 番 松永民夫君

〇九番 います。 上げていくの 入率を上げて、 ておるというのが現状なんですが、 うことでございますが、 三億四千三百三十万円ということで繰入額が二億三千三百万とい 水道事業の繰り入れの関係でお尋ねしますが、 (松永民夫君) か、 それをどう啓蒙をこれからしていって利用料 そういう考えがあれば教えていただきたい 議案第二十六号の平成二十六年度の 加入率がここ数年六五%ほどでとどまっ 町としてはどのくらい 公共下水の 、まで加 公共下 総額 . と思

〇議長 (田中敏弘 君) 西脇 水 道課長、 答弁。

〇産業建設部水道課長 (西脇和信君) 松永議 員 の御質問 にお答え

三年になりますところに職員が出向きまし 普及率は六十六・三七となっております。 ょっと古い資料でありますが、 平 ·成二十五年三 て、 啓蒙活動を行 昨年も沢田 月三 地 区に 日

在

します。

した。

でいないのが実情であります。やったというか、依然高田地内とか、ああいうところが全然進んやったと、率を多少でも上げようと思っておりますが、何分最近

う計画でやっております。以上です。 率といたしましては、毎年二%とか三%ふやしていきたいとい

〇議長(田中敏弘君) ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長(田中敏弘君) 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

〇議長(田中敏弘君) お諮りします。

異議ありませんか。として上程後、直ちに総括質疑を行いたいと思います。これに御を受けていますので、提案理由の説明は省略し、本日は一括議題八号までの十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明八号までの十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明日程第二十八、議案第二十八号から日程第三十八、議案第三十

[「異議なし」の声あり]

○議長(田中敏弘君) 異議なしと認めます。

六年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一議案を一括老町一般会計予算から日程第三十八、議案第三十八号 平成二十それでは、日程第二十八、議案第二十八号 平成二十六年度養

議題といたします。

ようお願いいたします。では所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思いますので、こことにそにいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

D議長(田中敏弘君) 二番長澤龍夫君。

〇二番 体的に下がっているということを聞いておりますが、 はスポーツの町宣言もされております。 いております。その中で、 そういう関係で補助金が全体的に削減されているということを聞 の辺の流れか、大まかな考えをお聞きし ンドバス等では相当な額を費やしておりますが、その中で養老町 (長澤龍夫君) 補 助金の関係ですが、 今回、 一三〇〇年祭等、 その中で、 たいと思います。 地 区でスポー またオンデマ 補助金等が全 現状的にど -ツ 関

〇議長(田中敏弘君) 大橋町長、答弁。

ていただいております。 した補助金の見直しについての物差しにはかって、補助金をさせ 〇町長(大橋 孝君) 補助金関係につきましては、一昨年決めま

ころでございます。た上での結論ということで、本年度の予算には計上されているとた上での結論ということで、本年度の予算には計上されているだきちんと事前に調整をさせていただいた上で、納得していただい、スポーツ連盟につきましては、スポーツ連盟のほうと

いただきたいと思います。とに行わせていただいているところでございますので、御理解をあくまで、見直しという形で適正な予算の執行という前提のも

〔挙手する者あり〕

O議長(田中敏弘君) 十三番 水谷久美子君。

願いしたいと思いますが、一点目は、四月から消費税の大増税でそれでは、二点で、一般会計、特別会計における総括質疑をおの十三番(水谷久美子君) 先ほどは大変失礼をいたしました。

税率が三%引き上げられ、

年間で約八兆円の増税になるというふ

もに、 うに報道され 闩 民]増で、 や中小零細 町 対政にも大きな影響を与えるところです。 文字どおり史上空前 ています。これ 業者の方々、 暮らしや営業に重くの は \mathcal{O} 大増税ということになり 九 九七年に税率引き上 かかるとと っます。 げ 0

りかえですね。それも予算化されているところでござい 額といいますか、 ねしたいと思います。 般会計、特別会計において、 公共事業などの工事費、 支出増額をどの 物件費、 この消費税の負担増の部分の影響 ように概算してい 具体的に言えば、 るの 町 ます か、 庁 お がの 尋 借

マートインターの関係についてでございます。二点目は、先ほど補正でも中村議員から質疑がございましたス

計上の数値を言われましたけれども、 そのうち、 内 業費が幾ら、 億一千五百四十六万九千円の計上がありますが、大体概算で総事 係で二億円で、スマートインター れども、 訳、 昨 年の三月議会の総括質疑の中で質問させていただきまし それについてお尋ねします。 事業費は国 町 また国 で対応する部分は工事費及びアクセス道路 N E X C O NEXCOの分担金も合わせて約十三億円 - の関係 また町の部分での予算財 平成二十六年度予算でも四 では 億円で、 の整備関 たけ 源 0 0

すが、 可 ようにとは考えていないというようなことと、 までも住民の皆さんとの合意の中で一三○○年祭に間に 力で進めてまいりますというふうに施 成二十七年十二月の供用開始に 申 請 から、 \mathcal{O} 七月十三日 ため その前 町 0 ・長の施 义 面 の町長が地元に であると説明を受けて に許可申 政方針でも 請時 向 けて、 述べら に出した図 出 向 いた説明会の中で 政 地元の理解を得ながられておりますように、 方針で述べ いるというふうな認 一面は、 あと とりあ 連 5 つれてお 結 0 合 は いえず許 関係 わ せる ら全 あ 亚 ŧ

ます。も地元ではあるようですが、この点についてお尋ねしたいと思いも地元ではあるようですが、この点についてお尋ねしたいと思い

)議長(田中敏弘君) 田中総務課長、答弁。

〇総務部総務課長(田中信行君) それでは、ただいまの水谷議員

の御質問にお答えいたしま

千円、 事業特別会計で五十万五千円、 農業集落排水事業特別会計で四十 六千八百三十七万円ほど、 ましては大体九千百万円ほどになりますので、 計が十万八千円、それから上水道事業会計が一千四百六十八 ター特別会計が二百九十九万六千円、 八万五千円、 たします。以上でございます。 いますけれども、 消費税の増税分の影響額の試算ということでございます 後期高齢者医療特別会計で あくまで概算の数字ということで御了解をいただきたい 公共下水道 簡易水道 歳 事業特別会計で二百九十五万四千円、 出の影響額ですが、一般会計におきましては 特別会計が三十 それから国民 四十二万三千円 介護サー 一万一千円、 住宅新築資金等貸付 ·四万三千 健康 ビス事業特別会計で一千 保険特別会計 それから介護保険 岜 よろしくお で、 食肉 全体とい それ · 業 セ が二十 願 け 万七 たし から 別会 と思

議長(田中敏弘君) 伊藤建設課長、答弁。

四千四百二万九千 したように、二十五年度の予算とい スマートインター 円となります。 の事業につきまして たしまし は、 ては 先 ほ ども 補 正も合わ 申 上 せてて げ

御 二十六年 六万九千円を計上させ たし 度 ましたが、 \mathcal{O} 事業費といたしましては、 二十六年度の予算の内訳とい ていただいております。 今回 兀 内 示 億 たしまして \mathcal{O} ほうでも 千 五. 百

それぞれ一億七百五十四万円と五千九百万円を計上しております。 からアクセ 費になると思います。 ンター及びアクセス道路の用地及び物件補償費といたし 二十六年度分を足しまして、 それで、 …する分ではございますが、これの工事費として二億 総事業費ということでございますが、二十五年度分と ス道路 インター の建設工事費として三千二百万円、 建設工 四億五千九百四十九万八千円の .事委託料としてNEXCO スマ 中日 ま ートイ て、 それ 本に

算といいますか、 元と相 事の内容につきましても詳細設計等まだまだこれからで ございますが、一点だけ御理解いただきたいのですが、 スアルファ少しあるかなというようなお答えで、 すので、 ましたが、この四億六千万ほどの事業でおさまる場合もございま のところは考えておりますが、これにつきましては先ほども言 き二十七年度につきましても予算はアクセス道路で一部あ おります。二十七年十二月が供用開始でございますの いても本当に申しわけないですけど、 アクセス道路につきましても、 業費の予測でございますが、 談していくことになって、 今のところ、 お答えとさせていただきます。 難しいところがございまして、 総事業費としては四億六千万円ほど、 積算する基準としては本当に あくまでも町の事業費とし もともとの形自体これ 概算のような予算と 今回 申しわけござい で、 「の予算につ 事 引き続 こなって ると今 から地 プラ てで

С 金額 11 基本は今のところわかっている範 О それから、 につきましても、 範囲 今ちょっとお答えできない で新たに変わった点は 玉 ・県の負担分については、 概算でございますので変わってないとは思 開は、 ないとは思ってい 状況にありますの 前 申しわけござい 回御説明いたしました 、ます。 N E X 、ません、

の御返答ということでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

と思 う計画図面であっても詳細は変わることは可能 とは必要かとは思っております。ただ、 いません。その点は地元のほうにも何度も説明しております。 ざいますけれども、 う意味では図面 その辺についてはそういう詳細な変更も含めて、 道路幅等もアクセス道路についてもまだ書いてございませんので 細かい部分の変更、 もう一つだけ説 なと、もっと地元の方に隅々まで内容を知っていただくというこ こともございますので、もっときちっと説明する必要はあるの あくまでも想定の図 面 完成予定というか、 ただ、そのようなお話があるということも私どもも を認可の段階で認可した図面がそういう図面でございますので います。 建設部建設課長 諸手続を経た中で計画の 以上で終わらせてい はこれからきちっとなっていくということになる 明させていただきますと、 ほぼそういうような形になるというような図 あ 認可を当然国 面というか、 (伊藤博文君) の図面を見ていただいてもわかるように、 変更があるような図面ではござ ただきます。 図面もその 0 事 業として それ あの図面につきましても 詳細についてはどうい カゝ 5 中にござい でございますの これからそうい ただい 义 面 お伺 まして、 お て いし かた

〔挙手する者あり〕

〇議長(田中敏弘君) 十三番 水谷久美子君

〇十三番(水谷久美子君) やはり地元にとっては、 な意見が出てきて当然だと思うわけですね。 しれませんが、 の部分も丸かぶりするというふうなことでやはりいろん 大きな環境の変化などの損 事業の、 ス ヘマー こういう言い方は トインターの関係です それで、 0 部 分です おかしい 新し それ

う部分もあってはよかったんではないかなという反省のもとに思 状況がしっかりと全協なんかでも伝えていただけるようなそうい けれども、 スマート がきょう、 っておりますので、そういう点について伺っておきたいと思いま 会で一本化され、これからそういう思いを酌みながら、 それこそ住民の皆さん主導で、 インターの建設が進んでいくことを非常に願うわ 施政方針で何回も言われるような協働の立場で、 予算も含めて、 やはり私たち議員にもこういう 住民の皆さん納得の、 行政 け つです

〇議長 (田中敏弘君) 大橋町 長、 答 弁

〇町長(大橋 二月までの供 非常に大きいということで地元の要望については最大限に 会というのが本年に入って、 おります。 一本化がかないました。 ていきたいと思いますし、 近ということでございますけ 孝君) .用開始に向けて進んでいきたいというふうに考えて このスマートインターチェンジの 当然のことながら、 何度も協議を重ねながら二十 新しく設立をされたと。 いれども、 設立されたということで 環境変化とい 本年 地 見取り入 うのは 七 元協

〇議長 (田中敏弘君) ほ カュ に 質 疑 は あ りま せ ん カュ

[挙手する者あり]

〇議長

(田中敏弘君)

<u>+</u>

瀨

進君。

〇十二番 (岩瀬 進君) それでは、 町長にお伺いをい たした

すまちづくりはこれを中心にしていくということで、 ん方にも一つの 生養老まちづくり構想ということで、 今年度初めて予算を計上されたわけですが、 形、 V ろんな提案をしながら今日まで進めてま 養老町 0 町長がか これ 非常に から ね 進 て 背さ つめま カコ

> 質別の られ その投資に対します姿勢、 に諮られまして詳しい説明をされると存じますが、 した仮称をされます法人の組織そうしたもの ありますと、私どもとして非常に心配な面が多々ございますので してもらいたい。こうした予算が通りましたので、 たことを約束するということで、 のやっぱり議決を得て、こうした形に進められるように、 すが、必ずこの会社設立、 やったことがないわけです。こういう中で、 ます投資というような形での会社経験は、 信の中心にしてまいりたいという大きな構想であろうと存じます 投資額を計上されております。 て発進させるという町長の決意だけ、 つこれにつきます設立に対しましては、 は審議会いろんなものを諮って会社を進めますというような形で つくりながらこれから進められるという一つの構想は 千三百年を迎えますが、それと同時に、 くりに対します(仮称) でございますが、 したものが投資出資額一千万円というような形を組んでいるわ しかし、一 た努力は 予算の中にありますように、 番私どもが初めて養老町でもこれが提案されており 認めるわけですが、 今、 養老町の 養老まちづくり会社を設立し、その そうした前に必ず議会に報告 また養老まちづくりに対します、 予算の中でも、 今年度、 町長からそうした決意の つの投資にも、 初めて投資という名前 御 声明を 全国に向けての一つの 議会の議決を必ずもらっ 本当に養老町も今まで ŧ 般会計当 四十ページにそう お願 応この形の こうしたまちづ 今度総務委員会 この場でひと い申し 私どもとして 初予 いいわけで そうし 表明を 会社 そう 議会 中で 中 げ \mathcal{O}

中 敏 弘君 大橋町 長、

〇町長 まちづくり会社設立に対する資本金の一 (大橋 孝君 今回、 投資ということで一千万円、 部ということでござい

す。

活力、 ざいます。この新生養老まちづくり構想ができまして、たくさん ŋ 束をさせていただいておるわけでございますけれども、 を計上させていただきました。 0) な法人を立ち上げて、 一緒になって進めていきたいという思いのもとに投資額 メニューがあるわけでございますけれども、 構想ができ上がるまで会社設立を見送っていたということでご この構想は、 資金、スピード感等、そういったものに期待をし、 私の町長立候補以前より株式会社養老というよう 民間活力を導入して進めていくというお約 やはり民間の持つ まちづく 一千万円 行政と

は、 うふうに考えております。 というようなことを明確にしまして進めさせていただきたいとい とを危惧されているところもございます。私どもといたしまして よく際限ない税金投入になるんではないかとか、さまざま 投資資金以外の税金を投入するつもりはございません。 新しい会社の定款等に、 債務補償、 債務補填等は一切しない これ なこ

ございます。 重要になってくるというふうに確信をしているところでございま たこれからの行政、 ており、 会社の設立を奨励しているというような一つの流れにもなってき ずれにしましても、 !理解をお願い申し上げるということでございます。 やはり行政の今までのあり方だけではない民間活力を得 民間との連携による行政というようなものが 総務省のほうも、 こうい ったまちづくり 以上で

〇議長 (田中敏弘君) ほ カ に質疑はありませ ん

、挙手する者なし〕

〇議長 諮りします。 (田中敏弘君) 質疑なしと認め、 総括質疑を終わります。

> か。 二十六年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十 へ付託し、 は、 防災拠点整備事業)から、 日 各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、 程第十八、 審査いたしたいと思います。 議案第十八号 日程第三十八、議案第三十八号 土地の処分について(揖斐川 これに御異議ありません その常任委員会 議案 平成 養

「異 、議なし」 の声あり

〇議長 (田中敏弘君) 異議なしと認めます。

たしました。 の議案ごとにその常任委員会へ付託し、 よって、 ただいまの二十一議案は、 各常任委員会が所管する事 審査することに決定

項

曜日及び十一日火曜日 時より開会されるよう要請いたします。 されるように、また産業建設委員会は、 なお、議案審査の 付 の二日間とし、 託先である総務民生委員会は、 それぞれ午前 三月十二日水曜日午前十 十時 より 月 + 開 日 催 月

〇議長 (田中敏弘君 お諮りします。

ŋ までの十一日 ·ませんか。 議案精読及び委員会審査のため、 間 は休会にいたしたい と思い 明日三月七日から三月 、ます。 これに御 十七七 異 八議あ 日

[「異議なし」 の声あり]

〇議 (田中敏弘君) 異議なしと認め ま

ることに決定いたしました。 よって、 明日三月七日から三月十七日までの十 一日間は休会す

会議を閉じます。

〇議 (田中敏弘君) これで本日の 日 程は全部終了いたしました。

議を開きます。本日は御苦労さまでございました。 なお、議会二日目は、三月十八日火曜日午前九時三十分より会本日は、これをもって散会いたします。

(散会時間 午後二時四十分)

> めここに署名する。 右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた

平成二十六年三月六日

長

田

議

中

敏

弘

永

議

員

岩

義 仁

議

員

長

澤

龍

夫

- 44-